

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に審査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(○、◎、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290503004	29年5月9日	29年5月23日	29年6月15日	企業内行政書士、組織内行政書士を認めるべき	<p>弁護士、弁理士、社会保険労務士など(以下、「弁護士等」という。)は、企業内に属することが認められる。これを、企業内弁護士などと呼ぶこともあるが、行政組織に属する場合もあるため、組織内弁護士ということもある。組織に属することを認めているため、弁護士会などの強制入会制の所属先において実態を把握し、扱える範囲を所属会社の業務に制限するなどし、指導監督をすることが可能となっている。</p> <p>一方、行政書士の場合は、企業内行政書士が認められていない。企業に属する場合は、独立性が侵されるとして、禁止されているのである。しかしながら、行政書士の業務は、すべて法律事務に属することから、弁護士も扱えることになっている。弁護士が企業に属することができるにもかかわらず、行政書士が属してはならないとする理由は、憲法上の観点(職業選択の自由)からも存在しない。</p> <p>特に、行政書士は、企業内で法務を担うだけの知識を備えており、これを有効活用できれば、企業による適正なコンプライアンスの実施が期待できる。行政としても、企業内の行政書士が申請担当者であれば、指導をする場合もスムーズであるし、行政書士会への懲戒請求もできるため、申請内容の真正も担保できる。行政書士会としても、企業法務の実績を積むことが出来るため、資格に対する社会的評価の向上が期待できる。</p> <p>現状では、行政書士会は企業内行政書士を認めていないため、実態の把握も指導も出来ない。一定期間、行政書士業務をしない場合は、廃業勧告をする場合もある。行政書士(母)を認めるため、行政書士も、企業に属する場合は、行政書士会に入会せず、無資格者として勤務をしている状態である。</p> <p>したがって、弁護士等と同様に、所属する会社以外の業務を扱わないことを条件として、企業内行政書士や組織内行政書士を認めるべきである。 なお、これは司法書士にも言えることである。</p>	個人	総務省 法務省	<p>【総務省】 行政書士は、他人に依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することができ(同法第1条の2)、行政書士でない者は他の法律に別段の定めがある場合を除き、当該業務を行うことはできません(同法第19条第1項)。 行政書士となる資格を有する者が行政書士となるためには、日本行政書士会連合会において備える行政書士名簿に登録する必要がある(同法第6条第1項)、行政書士は登録を受けた時に、当然に、その事務所の所在する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となるものと規定されています(同法第16条の5第1項)。</p> <p>【法務省】 司法書士業務を行うためには、司法書士法(昭和25年法律第197号。以下「法」という。)第4条に規定する司法書士となる資格を有し、法第6条及び第9条の規定に基づき、日本司法書士会連合会に備える司法書士名簿に登録を受ける必要があります。 ただし、日本司法書士会連合会は、登録の申請をした者が、法第10条第1項各号の規定に該当する場合には、その登録を拒否しなければならないとされています。また、司法書士の登録をされた者が、法第15条第1項各号又は法第16条第1項各号の事由に該当することとなった場合には、日本司法書士会連合会は、その登録を取り消さなければならない又は取り消すことができるとされています。</p>	<p>【総務省】 行政書士法に定める行政書士の業務は、他人の依頼を受けて行われるものであって、例えば、会社が官公署に提出する書類を作成させるような場合、その従業員が仮に行政書士会に入会している行政書士であっても、当該従業員の行為は会社の従業員たる地位において行われているものであるため、行政書士の業務とはなりません。 したがって、御指摘の企業内行政書士・組織内行政書士が、所属する企業や行政組織において官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成したとしても、行政書士の業務には当たらないこととなります。 なお、企業や行政組織に所属する者が行政書士法第6条に定める登録を受けて行政書士となることや、行政書士となる資格を有する者が企業や行政組織に所属して業務を行うことについては、行政書士法上規制するものではありません。</p> <p>【法務省】 司法書士法の規定及び日本司法書士会連合会の取扱いのいずれにおいても、企業に所属していることのみをもって登録の拒否又は取消しをすることはされていません。</p> <p>【法務省】 司法書士法第4条、第8条、第9条、第10条、第15条及び第16条</p>	<p>【総務省】 事実誤認</p> <p>【法務省】 事実誤認</p>	<p>【法務省】 ただし、司法書士には、事務所の設置義務(司法書士法第20条)及び正当な事由がある場合を除き依頼(簡裁訴訟代理等関係業務)に関するものを除く。)に応ずる義務(同法第21条)が課せられています。これらの義務は、同法第3条に規定する業務について国から独占資格を付与された司法書士は、当該業務については公共的な役割を担っているため、広く国民一般に対して平等にサービスの提供をしなければならないとの要請に基づき、課せられているものです。また、この他にも、司法書士には、業務を行い得ない事件について業務を行ってはならない義務(第22条)、会則の遵守義務(第23条)、秘密保持の義務(第24条)及び研修による資質向上努力義務(第25条)が課せられています。 これらの義務は、司法書士が企業に所属している場合でも課せられるものであり、個別の事案において、企業に所属していることにより、これらの義務を遵守できなくなるなどの事情がある場合には、登録を拒否され又は取り消されることもあるものと考えます。</p>	
290506001	29年5月6日	29年5月23日	29年6月15日	行政書士の独占業務範囲の具体化について	<p>行政書士法を管轄する総務省が、行政書士の独占業務の範囲の具体化に努めたため、当事者である行政書士であっても、適法な業務であるか、違法な業務であるかが判別できない状況にある。例示を以下の通り挙げるが、規制の範囲を総務省が明らかにしなければ、自由な活動が不当に制限される結果になる。</p> <p>昭和以前においては、法務省によって、司法書士が独占する法務局の手続きであっても、公認会計士が商業登記を行うことや、行政書士が備化申請を行うことは通達により認められてきた。 しかし、平成以降においては、業界団体の圧力もあり、このような業務の融通を考えた通達を出さずに、文言解釈のみに頼った過度な規制をする一方、規制の範囲の明確化には努めようとしていない。 特に、行政書士法は独占業務が存在するにも関わらず、業務範囲が広範で分かりづらいため、活動が謙抑的になり、不当に萎縮を余り得ない状況にある。管轄する総務省が責任をもって、このような見解の相違が顕在化している業務については、業務範囲の具体化を図るべきである。</p> <p><不明確な業務範囲の例> (1)日本社会保険労務士会連合会によれば、就業規則の作成業務は、社会保険労務士の独占業務に属するとの見解が示されている。一方、日本行政書士会連合会は、就業規則は行政書士にも扱えるとの見解を示し、会員に指導をしている。 (2)法務省民事局によれば、登記申請書に添付する会社の定款や株主総会議事録は、会社法に基づいて作成される書類であるため、登記申請手続きのために作成するものではないとの見解が示されている。その上で、これらの書類は、弁護士法に抵触する場合と、抵触しない場合があるとの通達を出している。ただし、抵触する場合と、そうでない場合の指標は示されていない。しかし、日本弁護士連合会は、定款などの作成業務は、すべて弁護士の独占業務であると示している。</p> <p>弁護士と司法書士との職域限界に関する声明 https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/1953/1953.1.htm 一方、日本行政書士会連合会は、定款や株主総会議事録は、すべて行政書士業務であるとの見解を示し、会員に指導をしている。</p>	個人	総務省	<p>行政書士は、他人に依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することができ(同法第1条の2)、行政書士でない者は他の法律に別段の定めがある場合を除き、当該業務を行うことはできません(同法第19条第1項)。 ただし、これらの書類作成業務が他の法律において制限されているものについては、行政書士は当該業務を行うことはできないこととなっています(法第1条の2第2項)。</p>	行政書士法第1条の2、第19条	対応不可	<p>行政書士法では、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類のうち、同法第1条の2第2項に該当する書類を除くすべてを行政書士業務としています。 当該条項の「他の法律において制限されているもの」に当たるか否かについては、各法律の解釈による部分が大きく、行政書士の業務範囲について行政書士法を所管する総務省が一律に判断することはできません。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290518001	29年5月18日	29年6月12日	29年6月30日	戸籍謄本・住民票の取得方法の統一	<p>相続手続きの事務負担軽減のため、戸籍謄本・住民票の取得方法を統一する。</p> <p>○銀行は、債務者の相続人が不明な場合、戸籍謄本・住民票により相続人調査を行うが、これらの取得方法が市町村により区々であるため、手続きが煩雑である。</p> <p>○申請書の様式や申請書に必要な印(営業店の担当者、支店長、本部長等とのレベルの印が必要か)、添付書類(金銭消費貸借契約の写し、支店長の依頼状等)が統一できれば、相続手続きの事務負担軽減につながる。</p> <p>○規制改革推進会議において「地方における規制改革」(地方の様式・書式の統一)を進める際には、本要望についても検討いただきたい。</p>	一般社団法人全国地方銀行協会	総務省 法務省	<p>【総務省】 住民基本台帳法第12条の3において、市町村長は、第三者から住民票の写し等の交付の申出があった場合には、利用の目的を明らかにさせることとされています。申出者が法人である場合には、事務処理要領において、その名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地を明らかにさせ、また、申出の意思を明らかにさせるため、法人の代表者印の押印等を求めることが適当であるとされています。なお、主たる事務所については、その申出に係る業務に関して主要なものの意味であり、本店、支店、営業所、事業所等が含まれるものと解して差し支えないとされています。</p> <p>添付書類については、住民票の写しを必要とする正当な理由があるかどうかを判断するために市町村長が必要と認めるときに、利用の目的を証する書類を求めらるもので(住民票省令第10条第1項後段)。</p> <p>【法務省】 戸籍謄本等の交付請求手続については、戸籍法、戸籍法施行規則及び通達によって、戸籍謄本等の交付請求書(以下「請求書」という。)の様式は通達によって定められており、各市町村において統一的な取扱いがされています。また、戸籍謄本等については、戸籍に記載された個人情報保護する観点から、交付請求をする場合を制限し、現に請求の任に当たっている者の本人確認を厳格に行う制度とされています。</p> <p>このため、現に請求の任に当たっている者がどのような立場で交付請求するかによって、戸籍謄本等の交付を請求する権限を証する書面、請求に当たり明らかにすべき事項、請求書への押印)について、違いが生じます。</p> <p>なお、第三者による戸籍謄本等の交付請求の場合には、戸籍謄本等の利用目的を明らかにして請求する必要がありますが、請求書の記載内容から、その目的が明らかにされていないと認めるときには、市区町村長は請求者に対し資料の提供等を含め、必要な説明を求めることができます。</p>	<p>【総務省】 住民基本台帳法第12条の3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第10条</p> <p>【法務省】 戸籍法第10条の2、第10条の3、第10条の4 戸籍法施行規則第11条の2、第11条の3、第11条の4 平成20年4月7日民一第1000号通達 平成20年4月7日民一第1001号民事局民事第一課長依命通知</p>	<p>【総務省】 現行制度下で対応可能</p> <p>【法務省】 事実確認</p>	<p>【総務省】 住民基本台帳事務については、住民基本台帳法等に基づき、自治事務として各自治体で運用されており、住民票の写しを必要とする正当な理由を確認するために必要な書類については、個別具体的な事案により異なるものですので、一律に統一することは困難であると考えます。</p> <p>【法務省】 制度の現状で記載したとおり、戸籍謄本等の交付請求手続については、戸籍法、戸籍法施行規則及び通達によって、請求書の様式は通達によって定められているため、戸籍謄本等の請求の任に当たっている者や請求書の記載内容により、請求書に押印する印及び請求に係る添付書類に違いが生じることがありますが、市区町村ごとに交付請求手続が相違するものではありません。</p>	△
290525001	29年5月25日	29年6月12日	29年6月30日	ビル内非常灯点検の消防設備士などへの解放	<p>ビルやホテルの所有者は、非常灯や誘導灯の点検を定期的に行わなければならない。このうち、非常口マークの誘導灯やスプリンクラーは、消防設備士が点検を行っている。しかし、平時には消灯して、停電時のみ点灯する非常灯(小さな電球)の定期点検は、建築士による点検項目となっている。</p> <p>検査の方法としては、非常灯の横のヒモを引っ張って、電気が付くかどうかの検査のみである。この検査のために、わざわざ建築士に依頼をしなければいけないのは、不合理というほかない。</p> <p>非常灯の点検など簡単であって、高度な建築学の知識は必ずしもいらないので、一定の講習会を実施するなどして、消防設備士にも点検資格を認めるべきである。なお、非常用発電設備などは、建築士や電気工事士ではなく、「特殊電気工事資格者」と呼ばれる資格者が実施している。このような者にも、電気関連の消防設備点検を認めるべきである。</p> <p>誘導灯、非常灯の保守点検に関する関連法令(日本照明工業会) http://www.jlma.or.jp/anzen/bousai/tenken.htm</p>	個人	総務省 経済産業省 国土交通省	<p>建築設備の定期検査については、一級建築士や二級建築士だけではなく、検査等に関する講習を修了した人が行うこととしている。</p> <p>このため、大学において建築学や機械工学等を卒業後、建築設備に関して2年以上の実務経験がある人や、建築設備士の資格を有する人など建築士以外でも講習を受けることにより建築設備の定期検査を行うことができる。</p>	<p>建築基準法第12条第3項、第12条の3第3項第一号 建築基準法施行規則第5条の6、第6条の9第1項第一号、第6条の12 平成28年国土交通省告示第700号第2</p>	対応不可	<p>非常用の照明装置の定期検査においては、「予備電源への切替え及び器具の点灯の状況」のほか設置状況が建築基準法に適合していることを検査するなど、建築基準法に関する知識が必要となることから、消防設備士による検査は難しいと考える。</p> <p>また、建築設備の定期検査においては、非常用の照明装置のほか換気設備、排煙設備、給水設備及び排水設備についての検査を行うこととなる。</p> <p>このため、検査を行う人には、建築設備全般に係る知識が必要となることから、難しいと考える。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(○、◎、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290608001	29年6月8日	29年7月3日	29年7月20日	日本行政書士会連合会および行政書士会の解散	<p>行政書士法では、行政書士および日本行政書士会連合会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とすると規定されていますが、以下の理由により、行政書士会および日本行政書士会連合会は解散し、行政書士を都道府県知事宛てへの登録とすることを提案します。</p> <p>行政書士に対する国民生活センターへの苦情が多発し、センターから名指しで行政書士が注意喚起を受けるという事態が起きました。</p> <p>国家資格であることや行政書士の名前を使って、成年後見やADRのような行政書士法に定められた業務以外の業務をすることを会員に推奨し、これらの業務を行う特定の個人や団体に利益供与を行ったり、横領事件が発生した際には注意喚起ではなく成年後見を行っている団体への利益誘導を行っていたりしている。</p> <p>行政書士法で定められた業務以外の業務の授受や事業を行わなければ会が成り立たなくなっている。</p> <p>行政書士法制定当時と比べて、個人情報保護や消費者保護の法令が整備されていた。</p> <p>会員の品位保持をさせどころか、公私混同を助長させたり、行政書士法に定められていない業務を行う個人や団体への利益誘導をおこなったり、会員から預かった会費を行政書士法に定められていない業務に使っているにもかかわらず、会費納入を怠れば除業を通告されたり、もはや、行政書士会および日本行政書士会連合会は資格団体としての体をなさなくなっており、これら行政書士にのみ行う者にとっては行政書士業務への参入規制、行政書士個人にとっては、経済活動の自由、思想信条の自由、および財産権を侵害するだけ、国民にとって、国家資格の名前を騙った詐欺まがいの行為を行う人を増やし、国民の生活を脅かすだけの存在となっています。(実際に、「倫理研修」では、「国家資格ですから国家資格の名前を利用して好きな業務をやってください」と伝授される)行政書士の登録および監督は都道府県知事も問題ないものと思われま。</p>	個人	総務省	<p>行政書士法においては、行政書士会の設立について、行政書士は、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、一箇の行政書士会を設立しなければならない(行政書士法第16条第1項)とされており、その設立の目的については、行政書士会及びその会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うこと(同条第2項)とされています。</p> <p>一方、都道府県の行政書士会に対する監督権限等についても規定があり、都道府県知事による行政書士会会則の認可(同法第16条の2)、行政書士会による都道府県知事への報告義務(同法第17条第1項)、都道府県知事による行政書士会への監督(同法第18条の6)があります。</p> <p>また、日本行政書士会連合会は、行政書士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、行政書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに行政書士の登録に関する事務を行うことを目的としています(同法第18条)。</p> <p>なお、都道府県の行政書士会への入会については、行政書士は、日本行政書士会連合会の登録を受けた時に、当然に、その事務所の所在する都道府県の区域に設立されている行政書士会の会員となるものと規定されています(同法第16条の5第1項)。</p>	行政書士法第15条、第16条の2、第16条の5、第17条、第18条、第18条の6	対応不可	<p>行政書士会は、会員の品位を保持し、業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的として設立されたものであり、行政書士がこれに入会し、その指導・助言、情報の提供を受けることが業務を適正に遂行する上で不可欠であることから、行政書士の登録を受けた時に、当然、行政書士の会員となるとされています。さらに、行政書士会が平素から会員の業務の執行状況を把握していることから、行政書士の法律違反等について懲戒権限を有する都道府県知事への報告が義務付けられているなど、行政書士会は行政書士の指導監督に大きな役割を果たしています。</p> <p>また、日本行政書士会連合会は、全国の行政書士会をその構成者とし、全国的視野に立って行政書士会及びその会員の指導等するため設立されたものであり、行政書士会の会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、行政書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行い、並びに行政書士の登録に関する事務を行うことを目的としています。なお、行政書士会の登録事務に関しては、行政事務の簡素化及び行政書士会の自主性の強化の見地から都道府県から行政書士会に委譲された後、行政書士試験合格の資格が全国適用することになったことに伴い、昭和60年の法改正により日本行政書士会連合会の事務となったものです。</p> <p>こうした行政書士会及び日本行政書士会連合会の事務は行政書士制度の根幹をなし、行政書士が業務を進める上で今後とも必要であることから、御提案いただいたような日本行政書士会連合会及び行政書士会の解散には対応することができません。</p> <p>個別の行政書士会の運営についての意見については、まずは当該行政書士会の中で御議論いただくとともに、必要に応じて個別の行政書士会の監督権限を有する都道府県知事に対して、ご連絡いただきたいと考えております。</p>	
290629001	29年6月29日	29年7月25日	29年8月15日	依頼に応ずる義務の廃止について	<p>行政書士は、正当な理由がない限り、依頼に応じなければならない。行政書士法には、弁護士法と異なり「依頼に応ずる義務」が定められている。</p> <p>ところが、その行政書士の業務範囲(就業規則などの作成)については、規制改革推進会議で総務省に問い合わせたところ、「総務省のみによっては分からない旨」の回答があった。法務省等の所管官庁に協力を仰いで、業務範囲の明確化を図る予定もないようであり、いわば未整備の状態にある。</p> <p>たしかに、法律事務に関連する事項は、司法試験合格者が豊富に揃う法務省であればともかくとして、総務省では取扱い分野や人材の質が異なり、やむを得ないことも知れず、</p> <p>行政書士法第19条の4により、総務大臣に資料提供の努力義務は課せられているものの、この努力理由で出来ないとすれば、やむを得ないものと考えられる。しかしながら、当然、行政書士会が所管しない法務省が主として、行政書士業務の範囲の明確化などを図ることではない。近年、片山さき総務大臣政務官(当時の指示により、総務省は「行政書士会」を設置して、「行政書士会」の周書書を持つ担当者も配備されているのであるから、期待を裏切らないようして頂きたい。</p> <p>なぜならば、行政書士とすれば、定款や就業規則の作成について業務を断れば、仮に業務範囲に含まれる場合、罰則が科せられるからである。</p> <p>すなわち、総務省の行政書士会が分らない業務範囲について、総務省が未整備のまま放置しているために、委任しなければ罰則という不安定な事態が生じているのである。</p> <p>したがって、少なくとも日本行政書士会連合会が懸案とする就業規則の作成業務などについて、総務省が明確化を図るまでの間は、行政書士の「依頼に応ずる義務」を停止し、或いは廃止するべきである。</p>	個人	総務省	<p>行政書士は、他人に依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することができ(行政書士法第1条の2)、行政書士でない者は他の法律に別段の定めがある場合を除き、当該業務を行うことはできません(同法第19条第1項)。</p> <p>ただし、これらの書類作成業務が他の法律において制限されているものについては、行政書士は当該業務を行うことはできないこととなっています(法第1条の2第2項)。</p> <p>また、行政書士は正当な事由がある場合でなければ、依頼を拒むことはできず(同法第1条)、これに違反した者は100万円以下の罰金に処せられることとなります(同法第23条)。</p>	行政書士法第1条の2、第11条、第9条	事実裏認	<p>行政書士は、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができません。</p> <p>また、行政書士は、正当な事由がある場合を除き、依頼に応ずる義務を課されていますが、正当な事由とは、病気、事故等行政書士が業務を行い得ない場合のほか、行政書士の業務の範囲を超えるもので、他の法律により制限されている業務の依頼である場合等が考えられます。</p> <p>したがって、他の法律により制限されている業務の依頼であれば、これを拒んだとしても、行政書士法違反とはなりません。</p> <p>なお、「他の法律において制限されている業務」に当たるか否かについては、行政書士の業務範囲が他の法律における業務範囲の規定の解釈と密接に関連することから、行政書士法を所管する総務省のみで判断することはできません。</p>	
290704001	29年7月4日	29年7月25日	29年9月22日	定款作成代理の司法書士への開放	<p>株式会社を設立する際に作成する原始定款については、発起人が作成し、公証人の認印を受けなければならない。そして、認印を受けた定款を、会社設立登記の添付書類として、法務局に提出することになる。</p> <p>このとき、会社設立登記を代理できるのは、弁護士、公認会計士及び司法書士となっている。</p> <p>ここで提案をしたいのは、登記の専門家である司法書士に、原始定款の作成を認めることについてである。</p> <p>法務省の見解によると、登記に添付する書類の内、定款については司法書士業務に含まれないとされている。その上で、定款作成は弁護士法に抵触しない場合もあるとしている。</p> <p>一方、行政書士法によれば、官公署(公証役場)に提出する書類や、権利義務・事実証明の書類(契約書などの法律文書)の作成は、他の法律で制限されていない限り、行政書士の独占業務とされている。</p> <p>そうすると、定款作成業務については、弁護士法に抵触しない場合であっても、行政書士の独占業務の範囲となり、司法書士が業として扱える余地はない。</p> <p>しかしながら、登記の専門家である司法書士に定款作成業務を開放すれば、国民にとって法務省に依頼するだけでなく、コストも抑えられることと見られる。この点について、総務省の見解によれば、行政書士の独占業務の範囲は、「総務省のみ」では分からないとしている。</p> <p>よって、法務省と総務省は協議をして、弁護士法に抵触する場合と、行政書士法に抵触する場合を明らかにした上で、行政書士法に抵触する部分については、司法書士に開放するべきである。</p>	個人	総務省 法務省	<p>行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することができ(行政書士法第1条の2)、行政書士でない者は他の法律に別段の定めがある場合を除き、当該業務を行うことはできません(同法第19条第1項)。</p> <p>ただし、これらの書類作成業務が他の法律において制限されているものについては、行政書士は当該業務を行うことはできないこととなっています(法第1条の2第2項)。</p> <p>弁護士又は弁護士でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再審査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に關して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができません。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではありません(弁護士法第72条)。なお、同法第72条違反の場合、三年以上以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処せられます(同法第77条)。</p>	行政書士法第1条の2、第19条 弁護士法第72条、第77条第3号	対応不可	<p>【総務省】</p> <p>行政書士法においては、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成が直接一般個人の社会生活に重要な影響を及ぼすことから、行政書士となるために必要な資格を定めるとともに、業務遂行上の守秘義務を課すこと、これを業として行うことを行政書士の独占業務としています。</p> <p>会社法に定める定款の作成は、行政書士法第1条の2に定める権利義務に関する書類の作成に該当するものと考えられます。したがって、当該業務の作成が他の法律において制限されている場合を除き、行政書士の作成権限に属するものと考えられます。</p> <p>なお、「他の法律において制限されている場合」に当たるか否かについては、行政書士の業務範囲が他の法律における業務範囲の規定の解釈と密接に関連することから、行政書士法を所管する総務省のみで判断することはできません。</p> <p>【法務省】</p> <p>弁護士法第72条は、その違反に刑罰が科される刑罰規定であり、その構成要件該当性等の判断は、個々の事案ごとに諸事情を考慮して総合的に判断されるべき性質のものであり、最終的には司法判断に委ねられることから、司法書士による定款作成の代理行為が同法に抵触する場合には、一般的に申し上りけることは困難です。</p> <p>したがって、弁護士法に抵触する場合と行政書士法に抵触する場合を明らかにすることは困難であることから、御提案について対応することができません。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する事項については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290709001	29年7月9日	29年7月25日	29年8月15日	テレビ局の規制改革	テレビ局は現在新規参入が事実上不可能。非上場の新聞社が資本を投じ新聞社の影響力が非常に強い。また電波使用料が非常に安く設定されており利益率が非常に高すぎる。電波オークション制度を導入し誰でも参加できる制度を構築し市場原理を導入すべし。オークション制度にすれば既存メディアの既得利益が排除でき、新規参入が進みゾンビ企業が淘汰され新規代謝が促進される。オークション制度で高額な電波使用料を徴収できれば携帯電話企業も安価な基本使用料を下げることも可能。政府の直轄事業とすれば電波使用料増収により消費税廃止など経済対策もできる。	個人	総務省	地上テレビ局の免許及び再免許については、電波法第6条第7項に基づき、申請受付の公示を実施することになっており、希望する者は、申請を行うことが可能となっています。また、地上テレビ局に対しては、新聞社以外にも多様な地元企業等が出資を行っています。なお、電波利用料制度は、不法電波の監視など電波の適正な利用の確保のために必要な共益費用を、受益者である無線局の免許人の方々全体で負担いただく制度であり、料額は、必要な歳出額を、無線局の数や使用する周波数の幅等を勘案して配分することで算定しています。	電波法第6条第7項	事実誤認	地上テレビ局の免許(開局)については、現行の制度においても新規参入(申請)が可能になっており、申請の受付の際には、総務省のホームページ上で公表しています。なお、周波数オークション全般に関しては、我が国ではこれまで比較審査方式(複数の申請者の優劣を比較して免許を付与する方式)による周波数割当てにより、新技術の早期導入や全国展開が事業者間の健全な競争の中で促進されていることから、現時点では周波数オークションの導入は考えておりません。	△
290717001	29年7月17日	29年7月25日	29年8月15日	弁護士等による財産管理について	弁護士が業務に関連して預託を受ける行為は、「委託者及び受益者の保護のため支障を生ずることがないと認められるもの」として、信託業に当たらないこととされ、同法の規制から除外されている。(信託業法第2条1項、信託業法信託業法施行令第1条の2) しかるに、相続事件や成年後見などで預かった財産の使い込みが後を絶たず、弁護士や司法書士による被害が、社会問題と化している実態がある。現況として、裁判所においては、成年後見人(弁護士に限らない。)による使い込み被害を防ぐために、「後見制度支援信託」という制度が活用されている。しかし、相続財産などのその他の財産管理に関しては、まだこのような制度は設けられていない。そもそも、多くの弁護士は個人事業主であり、銀行のような財産的な基盤を備えていない。他人の財産を管理するにあたり、被害から回復するための財産的な担保は、ほとんどないのである。そのため、一定の財産的基盤を備えない場合は、弁護士であっても信託会社への信託を義務付けるなど、被害からの回復が担保できるように、信託業法施行令第1条の2を見直すべきである。なお、救済手段の一例としては、資金決済法によれば、1千万円超の前払決済金が高額として残る場合、その半額の供託を求めている。もちろん、法律事務を扱う専門職として、相続財産などの他人の財産を管理するのは、弁護士に限られないので、このような事(司法書士と行政書士)に対する規制のあり方についても、同様に検討をされたい。	個人	金融庁 総務省 司法省	弁護士が行う弁護士業務に必要な費用に充てる目的で依頼者から金銭の預託を受ける行為等は、信託業から除外されています。	信託業法施行令第1条の2	対応不可	弁護士と依頼者との間の委任契約に付随して弁護士が委任事務に必要な費用に充てる目的で金銭の預託を受ける場合その他の委任契約における委任者がその行う委任事務に必要な費用に充てる目的で委任者から金銭の預託を受ける場合に、時に予期せぬ形で信託が成立することがあり、このような場合に付いてまで信託業法を適用することになると、経済活動を阻害するおそれがあります。 弁護士が行う業務については、その適切な遂行を図る観点から、弁護士法等により様々な行為規制が課されているほか、これらに違反した場合には弁護士会から懲戒処分を受ける可能性があります。また、司法書士は司法書士法において、行政書士は行政書士法において、行為規制及び懲戒制度が規定されています。 こうした点を踏まえ、弁護士が弁護士業務に必要な費用に充てる目的で依頼者から金銭の預託を受ける行為等については、信託業法施行令第1条の2により信託業から除外されています。 一方、弁護士等が、その業務に必要な費用として預託を受けた金銭を保全するために、当該金銭を信託会社に信託することは、現行制度においても可能です。	
290723001	29年7月23日	29年8月24日	29年9月22日	行政書士が発行する領収証の保存期間について	現在、行政書士法施行規則第10条により、「行政書士は、依頼人から報酬を受けたときは、日本行政書士会連合会の定める様式により正副二通の領収証を作成し、正本は、これに記名し職印を押して当該依頼人に交付し、副本は、作成の日から五年間保存しなければならない。」と定められている。しかし、税法(個人事業主である行政書士は所得税法、行政書士法人は法人税法)によって、領収証は確定申告書の提出期限の翌日から原則的に7年間の保存義務(法人では欠損金の生じた事業年度では9年間又は10年間に延長されている場合もある。)がある。そのため、行政書士法施行規則第10条で定める「5年間の期間の定め」は、事実上、税法で定める期間に包含されており、意味がないものと考えられる。行政書士法施行規則第10条の「5年間」を「所得税法(行政書士法人の場合は法人税法)の定めるところにより」とすることで、書類の保管期間を統一化することができると思われる。	個人	総務省	行政書士は、依頼人から報酬を受けたときは、日本行政書士会連合会の定める様式により正副二通の領収証を作成し、正本は、これに記名し職印を押して当該依頼人に交付し、副本は、作成の日から五年間保存しなければならない」とされています(行政書士法施行規則第10条)。	行政書士法施行規則第10条	事実誤認	行政書士において、行政書士業務の適正な運営を確保し、併せて都道府県知事の監督の利便に資するため、行政書士は所定の事項を記載した業務に関する帳簿を備えなければならないとされています(行政書士法第9条第1項)。また、行政書士は、後日の監査等のために業務に関する帳簿をその関係書類とともに、帳簿を閉鎖したときから二年間保存しておかなければならないとされています(同条第2項)。この関係書類には、報酬を受領した場合に依頼人に交付することとされている領収証の副本が含まれます。 さらに、行政書士の業務が行政書士法、同法施行規則等に従って適法に処理されていることを確保するため、都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該都道府県職員に命じて、行政書士の事務所に入らさせ、その業務に関する帳簿及び関係書類を検査させることができます(同法第13条の2第2項)。 行政書士法施行規則第10条に定める領収証の保存義務は、こうした行政書士の業務の適正を図るために定められたものであるから、所得税法又は法人税法における書類の保存義務の規定とはその趣旨・目的が異なっております。	
290723002	29年7月23日	29年8月24日	29年9月22日	行政書士が発行する領収証の様式について	現在、行政書士法施行規則第10条により、「行政書士は、依頼人から報酬を受けたときは、日本行政書士会連合会の定める様式により正副二通の領収証を作成し、正本は、これに記名し職印を押して当該依頼人に交付し、副本は、作成の日から五年間保存しなければならない。」と定められている。これに基づき、日本行政書士会連合会が領収証の様式を策定し、行政書士は定められた様式による領収証を発行している。 ところで、業務の進捗状況や売掛金の管理をパソコン(請求・売掛管理のソフトウェア)で行っているときは、領収証もそのソフトウェアで作成できるのだが、この規定により、領収証をソフトウェアで作成することができず、別途、様式に則った領収証を手書きまたは表計算ソフトなどで作成しなければならない。 この規定はいたずらに事務量を増やす原因があり、業務の効率化を妨げている。また、領収証の様式を定められていない他の職業に比べても不公平である。 この規定はそもそも事務作業を手書きで行っていた時代(本規則は昭和26年制定)の名残であり、多くの事務を機械化している現代にそぐわないと思われる。 よって行政書士法施行規則第10条の「日本行政書士会連合会の定める様式により」の文言を削除することを提案する。	個人	総務省	行政書士は、依頼人から報酬を受けたときは、日本行政書士会連合会の定める様式により正副二通の領収証を作成し、正本は、これに記名し職印を押して当該依頼人に交付し、副本は、作成の日から五年間保存しなければならない」とされています(行政書士法施行規則第10条)。	行政書士法施行規則第10条	検討を予定	依頼人の権利保護や行政書士業務の適正な運営の確保等の観点から、行政書士法において、行政書士は依頼人から報酬を受領した場合は、日本行政書士会連合会の定める様式により領収証を作成し、依頼人に交付しなければならないものとされています。 御提案の内容については、行政書士の業務の実態や日本行政書士会連合会の意見等を踏まえつつ、行政書士業務の適正な運営といった観点も含めて検討が必要であると考えます。	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290902001	29年9月2日	29年9月20日	29年10月10日	プロバイダーの実測表示の並記義務について	光回線のインターネットプロバイダーは、ベストエフォートと呼ばれる方式で、安価にインターネット通信を提供している。ベストエフォートとは、通信速度の保証をしないという契約で、広告物には最高速度のみが表示されている。 しかし、このところ某大手通信会社のプロバイダーが、許容量を遙かに超える契約を結び、光インターネットで最高速度1ギガ(1000メガ)として募集しているにも関わらず、夜8時から深夜0時ごろまでは、通信速度は0.3メガとなり、動画どころか役所のホームページすらも表示がままならない状態になる。 早朝5時ごろの時間帯でも300メガ程度であり、最高速度1ギガの3%にすぎず、50%の500メガすらもありません。固定光通信にも関わらず、月1,000円のモバイルSIMよりも速い状態、もはや詐欺である。 このような状況のため、夜に動画がまったく見られず、消費者は契約後すぐに解約せざるを得ない場合も少なく、社会問題となっている。当然、解約すれば光回線工事費や違約金の問題も生じるため、我慢をして使う者や、解約をして泣き寝入りする者もいるのである。 これを解消するために、総務省及び消費者庁としては、ベストエフォート契約をするプロバイダーには、最高速度を表示するときは、これに並記して、都道府県ごとの1日平均の速度や、動画が見られなくなる時間帯の有無など、消費者がサービス内容を良く理解して契約できるように、プロバイダーに対し、表示する義務を指導するべきである。 また、このような情報を消費者が理解しないままに契約をしたときは、いつでも無条件に解約できるものとし、工事費や違約金はプロバイダーの負担となるように、義務づけるべきである。	個人	消費者庁 総務省	【消費者庁】 消費者契約法は、消費者と事業者との間には構造的な情報・交渉力の格差があることを踏まえ、消費者の利益の擁護を図ることを目的としています。 そして、消費者契約法第9条第1項は、事業者の努力義務として、事業者が消費者契約締結時の締結内容について消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供することを定めています。 【総務省】 電気通信事業者の中で、移動体通信事業者の実効速度表示に関しては、「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン」(平成27年7月 総務省)を踏まえ、具体的な表示内容について電気通信サービス向上推進協議会で検討を行うこととされています。そして、同協議会の「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」において、実効速度の計測が可能なサービス・端末の広告で実効速度の計測結果等を適切に表示するために対応すべき事項を規定しており、移動体通信事業者の実効速度表示に関しては、業界主導で対応していただいています。	【消費者庁】 消費者契約法第3条第1項	【消費者庁】 移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実行速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン(総務省)、電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン(電気通信サービス向上推進協議会)	【消費者庁】 ご提案いただいている固定の光通信について、消費者が享受できるサービス品質を直接的にご理解いただける表示をすることが望ましい点に関しては、我々も認識しております。 【総務省】 その上で、まず一般論として、光回線のインターネットプロバイダーが記載している速度表示については、利用者宅内やマンション内に設置する回線終端装置からアクセス回線事業者の設備までにおける技術規格上の通信速度が使用されています。 一方、実際に使用する際の通信速度については、アクセス回線事業者の設備からインターネットプロバイダーを経由してインターネットにつながるまでのネットワーク構造だけではなく、利用者の利用機器、配線や近隣の方々の利用状況(例、ペーユーザーが存在する他のユーザーの通信速度が速くなる。)等の周辺環境に依存するものであるため、何らかの表示をしたとしても、消費者が享受するようなサービス品質に相当するものにはならない蓋然性が極めて高いと考えられます。 したがって、こういった状況下で何らかの表示の義務付け等を行うことで、逆に消費者を混乱させることになる可能性を危惧しており、ご提案いただいた内容については、引き続き政策的検討課題とさせていただきます。	
290908001	29年9月8日	29年9月20日	29年10月6日	小型船舶に対する法定装備規則の合理化について	規制緩和を要望する内容: 小型船舶(セーリングヨット)に関して、小型船舶安全規則において、近海以上の航行区域を有する小型船舶に備え付けを義務付けられている「持運び式双方向無線電話装置」につき、同等の機能を持つ国際VHF無線機(持運び式)を以て代えることできるよう、規制の緩和を要望致します。 背景: 1)小型船舶は、全長10メートルに満たないような小型船でも、充分な堪航性を以て近海以上の外洋を航行できる特殊な船舶であり、したがって現実上小型船舶による小笠原や海外への航海は一般的に行われています。しかしながら、近海以上の資格を取得するためにはより大型の船舶と同様の装備品を要求され、収納場所や重量、稼働のための電力の確保等が大きな負担となっております。 2)とりわけ、必要装備品の一つである「持運び式双方向無線電話装置」については、その用途である、救助現場通信用に必要とされる3チヤンネル(CH16、15、17)での通信について、より小型で扱いやすい国際VHF無線機(持運び式)により代替が可能であります。 3)本来、「持運び式双方向無線電話装置」の装備は、SOLAS条約上のGMDSS(Global Maritime Distress and Safety System)に準拠したものと想われますが、GMDSSは、300トン以下の船舶にその適用を義務付けておらず、ましてや小型船舶には大きな負担となります。また、国際セーリング船型等の外洋特別規定では、もっとも通船の大陰間レーズに適用されるカテゴリ0において、固定式の無線機とは別に、防水でない防水カバーに入れた、国際VHF無線機(持運び式)の搭載を要求しており、同様の目的をもった規定として参考にならうかと考えます。 4)なお、小型船舶の検査等の特例は、船舶安全法施行規則第4条第1項第5号、第7条及び第30条の規定並びに小型船舶安全規則第4条の規定に基づき、日本小型船舶検査機構が定めた、小型船舶特殊基準によるものとされており、本規制の緩和は、小型船舶安全規則の改定を伴わず、同基準の改定により可能であります。	個人	総務省 国土交通省	総トン数20トン未満の小型船舶の構造及び設備等に関する技術基準は、船舶安全法に基づき小型船舶安全規則により定められています。 同規則第58条により、小型船舶には持運び式双方向無線電話装置を備え付けることが求められています。 なお、長さ24m未満の帆船については、小型帆船特殊基準により、構造や航海設備など一部の基準を緩和していますが、特に外洋を航行する帆船の救命設備については、緩和していません。	+船舶安全法第4条第1項 +船舶安全法施行規則第4条第1項第5号 +小型船舶安全規則第4条 +小型船舶安全規則第58条 +小型帆船特殊基準	対応不可	船舶への搭載が義務付けられる無線設備は、船舶安全法上、航海設備(無線電等)と海難時等における救助・救助のための救命設備に分けられ、持運び式双方向無線電話装置は後者(救命設備)に該当します。 救命設備としての無線設備は、航海設備に要求される通信性能のみならず、海難時等の悪環境下においても他船や陸上との確実な連絡を確保するための機能要件を設定し、定期的な検査によりこれらの機能が維持されていることを確認しています。 したがって、救命設備である「持運び式双方向無線電話装置」を、航海設備である「国際VHF無線機」により代替するという今回のご要望については、現状では認めることはできません。	
290912001	29年9月12日	29年10月3日	29年11月7日	行政書士の信託業法の除外について	信託業法施行令第1条の2によれば、弁護士が行う弁護士業務に必要な費用に充てる目的で依頼者から金銭の預託を受ける行為等は、信託業法から除外されている。 その理由は、「弁護士と依頼者との間の委任契約に付随して弁護士が委任事務に必要な費用に充てる目的で金銭の預託を受ける場合その他の委任契約における委任者がその行う委任事務に必要な費用に充てる目的で委任者から金銭の預託を受ける場合に、時に予期せぬ形で信託が成立することがあり、このような場合についてまで信託業法を適用することになると、経済活動を阻害するおそれがあるためである。 そして、「弁護士が行う業務については、その適切な遂行を図る観点から、弁護士法等により様々な行為規制が課されているほか、これらに違反した場合には弁護士会から懲戒処分を受ける可能性」がある。 一方、行政書士においても、委任契約に付随して、信託が成立することがあり、行政書士は行政書士法において、行為規制及び懲戒制度が規定されている。 そうすると、信託業法施行令第1条の2においては、弁護士だけではなく、行政書士も同様に除外されるべきである。	個人	金融庁 総務省	弁護士又は弁護士法人がその行う弁護士業務に必要な費用に充てる目的で依頼者から金銭の預託を受ける行為その他の委任契約における委任者がその行う委任事務に必要な費用に充てる目的で委任者から金銭の預託を受ける行為等は、信託業法から除外されています。	信託業法施行令第1条の2	事実承認	信託業法第2条は、他の取引に付随して行われる信託の引受けであって、委託者及び受益者の保護のため支障が生ずることがないと認められるものを同法の信託業法の適用除外としており、その内容として、信託業法施行令第1条の2第1号において、弁護士又は弁護士法人がその行う弁護士業務に必要な費用に充てる目的で依頼者から金銭の預託を受ける行為その他の委任契約における委任者がその行う委任事務に必要な費用に充てる目的で委任者から金銭の預託を受ける行為を規定しています。 ここでいう「弁護士又は弁護士法人」は例示であることから、行政書士が、依頼者との委任契約に付随して委任事務に必要な費用に充てる目的で依頼者から金銭の預託を受ける行為は、信託業法には該当しないものと考えております。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項

○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290918004	29年9月18日	29年10月3日	29年10月20日	電波オークションの導入について	電波オークションは、OECD加盟の先進国34カ国中31カ国で実施されている世界では当たり前の制度で、世界を見渡しても「電波オークション」がない国は、北朝鮮と中国と日本など指折り数えるくらいありません。電波は国民の財産ですから、電波オークションにて、毎年平均で数千億円、多い年は1兆円を超える収入が得られると推定される利益を国税にすべきです。電波オークションを導入すれば、テレビ局に競争原理が働き、更に新規参入が可能となり、正しい報道、良質な番組の製作が期待できます。当議規制の打破をお願いします。 ※平成29年9月16日～平成30年6月21日、同旨提案他38件あり。	個人	総務省	テレビ局の免許については、電波法第6条第7項に基づき、申請受付の公示を実施することになっており、希望する者は、申請を行うことが可能となっています。	電波法第6条第7項	その他	政府としては、電波は国民共有の財産であり、有効利用されることが非常に重要であることから、電波の効率的な利用に資する方策を引き続き検討していきたいと考えています。	△
290925050	29年9月25日	29年10月19日	30年5月15日	地方税の電子納付等効率化の推進	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・地方税等は原則として納付書等の文書により収納することになっており、納税者、地方公共団体、金融機関も含めそれぞれにとって負担が大きく、国民経済全体として非効率。 【具体的要望内容】 ・照課税目も含めた地方税の全国共通の電子納税システム(共同収納システム)の構築 ・照課税納付書の規格・様式の統一に向けた環境整備 ・延滞金・督促料等の取扱いの廃止 ・利便性の高い電子行政サービスの実現に向けた一層の推進(各地方公共団体に対する財政支援等) 【要理由】 ・現在検討が進められている地方税の共同収納システムはeLTAx取扱い税目を当面の導入対象としているが、地方税の納付件数の9割以上を占める照課税目(自動車税や固定資産税等)を対象とすることによって、納税者を含む関係者それぞれの利便性向上や効率化効果は拡大する。 ・照課税納付書の規格・様式については平成18年4月に様式統一に関する留意通達を出されているが、その後有効な措置が取られておらず、様式の統一は進んでいない。 ・期限経過後に金融機関窓口で納付を受け付ける際、延滞金・督促料等の徴収を金融機関に義務付けている地方公共団体があるが、延滞金等の計算を行い税額を確定することは徴税権者の権限に属するため金融機関の業務を逸脱していると共に、金融機関にとっては多大な事務負担。 ・上記をはじめとした利便性の高い電子行政サービスの実現を目指す前向きな取組みについては、各地方公共団体の財源確保がネックになり進まないケースがあると想定、各地方公共団体に対する幅広い財政支援は、これら取組を後押しする意味で極めて有効。	都銀懇話会	総務省	1. 現在、eLTAxで電子納税できる税目は、地方法人二税等、事業所税、個人住民税(退職所得・給与所得に係る特別徴収)であり、対象税目に係る電子納税(個別団体対応)実施団体数は22団体です。また、地方税の納付書の様式については、一部を除き、地方税法等法令で規定されておらず、各地方団体において条例等により定められています。 2. 地方税に係る延滞金、督促手数料の具体的な徴収方法に関しては、地方税法等法令において規定していません。 3. 地方税に関する各種手続きの電子化については、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」において、総務省令で定めるところにより、電子的に行うことができることとされています。関係システムの運用保守経費等については、地方財政措置を講じています。	1. ー 2. 地方税法第64条、第67条等 3. 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)別表の地方税法部分	1. 検討に着手 2. 現行制度下で対応可能 3. 対応	1. 平成31年10月から、左記対象税目に係る共通電子納税システム(共同収納)を導入します。各税目の納税実施、課税側(地方団体)・納税側双方の意見、共通電子納税システム(共同収納)の利用状況等を踏まえつつ、利用可能税目の拡大に向けて検討します。 2. 地方税に係る延滞金、督促手数料の具体的な徴収方法に関しては、地方税法等法令において規定していません。 3. 地方税に関する申告等の電子化に関しては、これまでも必要な地方財政措置を講じており、引き続き適切に対応していきます。	◎
290925067	29年9月25日	29年11月6日	29年11月30日	国とのリース契約について②	【具体的内容】 ①情報システムの開発・改修について、現在、買取りにより調達されているが、ソフトウェアリース、立替払い等の活用を促進すること。 ②第三者貸付方式の導入を促進すること。 【提案理由】 ①について ・買取りの場合、単年度一括して予算が支出されることになるが、リース等を活用することができる。 ②について ・第三者貸付方式とは、メーカー等が第三者(リース会社)として設備をユーザーに貸し付ける方式であるが、メーカー等による設備搬入及び保守、リース会社の設備貸付の業務分担が明確化するメリットがある。この方式は、すでに一部の国の機関等で活用されているが、これを促進することにより、リース物件の保守責任が明確化される。	公益社団法人 リース事業協会	内閣官房 総務省	「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成26年12月3日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、リース契約の活用を阻害する規定はありません。		事実誤認	「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」(平成26年12月3日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)では、ハードウェア又はソフトウェアの調達について、買取りを優先する等のリース契約の活用を阻害する規定は設けておりません。 このため、リース契約の活用に当たっての規制は存在しておらず、ハードウェア又はソフトウェアの調達に当たり、各府省では、調達対象範囲の業務・システムの性質、規模、内容等に基づき、リース契約の活用、クラウド技術の採用等、個別の状況に応じた適切な判断が可能となっています。 なお、政府情報システムの調達においては、現時点で相当数のリース契約が活用されていると認識しています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(○、◎、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290925069	29年9月25日	29年10月19日	29年11月30日	入札制度について	<p>【具体的内容】 ・地方自治体の「競争入札参加資格申請」について、全国もしくは都道府県単位での一本化、申請書類及び添付書類の簡素化・統一化を図ること。</p> <p>【提案理由】 ・「競争入札参加資格審査申請」については、近時「電子申請」にて申請を受理している地方自治体が増えているものの、依然、紙による申請手続きを要求しているところが多い。申請添付書類も統一性がなく、中には申請書類の提出に際し細部まで書類の綴じ方、使用ファイルの色、等)指定する地方自治体もある。 ・また、参加資格申請の公示の仕方・時期も地方自治体により異なる。この点が「競争入札参加資格申請」の事務手続きを煩雑化している大きな要因となっている。 ・2016年度の提言に対して、「地方自治法および同法施行法による規制はない。」との回答が示されているが、手続きを簡素化・統一化することにより、「地方自治体」及び「民間事業者」双方の事務効率化の促進に繋がる。</p>	公益社団法人 リース事業協会	総務省	競争入札参加資格審査申請の手続きについては、地方自治法や地方自治法施行令で規定しているものではなく、各地方公共団体が必要に応じ適宜定めているものです。	-	事実確認	競争入札参加資格審査申請における申請書類及び添付書類について、地方自治法及び同法施行令による規制はありません。 また、競争入札参加資格は、入札による契約の適正な執行のために、各地方公共団体において必要があるときは、契約の種類や金額に応じ、入札参加者の実態や経営の状況等について、参加資格の要件を自主的な判断に基づいて設けることができるものです。 したがって、いかなる要件を参加資格とするかは各地方公共団体によって異なるものであり、その要件に応じた申請書類や添付書類が求められることから、国としてルール化することはなじまないものと考えます。	◎
290925074	29年9月25日	29年10月19日	30年1月15日	自動車税納税確認システムの閲覧について	<p>【具体的内容】 ・自動車税納税確認システム(JNKs)は、地方自治体と陸運支局の専用システムになっているが、第三者が閲覧できるようにすること。</p> <p>【提案理由】 ・自動車税の納税確認は都度、自動車税事務所や陸運支局に電話等で問い合わせられているが、納税時期は電話が繋がらず、夜間は確認できず、相当な不便が生じている。 ・Webネット上で「リサイクルシステム」のように登録番号、車台番号で誰でも納税確認が出来るようにすること。自動車税事務所や陸運支局及び整備工場、個人、法人すべてにメリットがあると考えられる。</p>	公益社団法人 リース事業協会	総務省 国土交通省	<p>・道路運送車両法の規定により、継続検査(車検)の際には自動車税の「滞納がないことを証する書面」を提示することが求められています。ただし、平成27年4月からは、自動車税納付確認システム(JNKs)が稼働し、運輸支局のシステムから各都道府県の税基幹システムに対して自動車税の収納情報を電子的に照会することにより原則、「滞納がないことを証する書面」の提示が不要となりました。</p>	道路運送車両法第97条の2 道路運送車両法施行令第12条 道路運送車両法施行規則第63条	対応不可	<p>自動車税事務所では、地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪)により地方税の調査又は徴収等に関する事務に従事する者には、その事務に関して知り得た秘密を第三者へ提供することについては、他の法令に特別の定めがある場合を除き、制限がかけられています。 また、運輸支局では、道路運送車両法に基づき自動車税の納税に協力するため、継続検査等の申請時に納税情報を確認することされており、これにより未納であることが確認された場合には、その旨を申請者に伝えています。しかしながら、この納税情報の確認により知り得た情報を申請者以外の第三者にWEB上で提供することは個人情報に係る関係法令の観点から適当ではありません。 なお、「滞納がないことを証する書面」である納税証明書は、原則、納税時に毎年納税者が金融機関の窓口等において受領するものであり、同証明書を適切に保存・管理すれば、納税の有無については確認できるものと考えます。</p>	
290928057	29年9月28日	29年11月6日	30年5月15日	住民税の、特別徴収税額決定通知書の各自自治体のフォーム統一について	<p>全市区町村で「特別徴収税額決定通知書」のフォーム及び事業主への通知フォームを統一していただきたい。 現状各自治体によって書面の大きさやフォームが異なっている。 法律に基づいて企業が特別徴収の対応を行っているが、一方で特別徴収を依頼する自治体としても企業が対応を実施しやすいよう対応していただきたい。 法改正等複雑になっていく中、企業の負担を減らすために協力をお願いしたい。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	総務省	特別徴収税額通知(特別徴収義務者)については、地方税法の改正により、平成28年度の個人住民税から電子署名付きの電子データの送付(「正本」の送付)が可能となったことであり、一般社団法人地方税電子化協議会において、特別徴収税額通知(特別徴収義務者)「正本」電子化に係る改修に併せて、同通知のeLTAx(地方税ポータルシステム)統一フォーマットの策定を行ったところです。	地方税法第321条の4第8項	現行制度下で対応可能	<p>特別徴収義務者については、eLTAxシステムとしては、H28年度から正本の電子的通知が可能となっています。このため、電子署名を付した正本の電子的送付に未だ対応していない地方団体に対し、電子交付を希望する特徴義務者に対する電子的正本通知について積極かつ早急な取組みを求めています。</p>	◎
290928058	29年9月28日	29年11月6日	30年3月9日	地方自治体の電子納税導入促進及び電子納税手続きの簡便化について	<p>1. 目的 地方自治体への納税処理については現状納付書での支払いが主であり、電子納税の導入促進及びその簡便化によって、納税処理の事務効率向上を図りたい。</p> <p>2. 提案内容 「地方自治体の電子納税導入促進及び電子納税手続きの簡便化」についてご検討いただきたい。 ・電子納税の導入促進を、地方自治体へ輪転電子納税を導入している地方自治体は22箇所(eLTAxのHP参照※17年7月日時点)のみであり、全国展開している企業においてははその活用が難しい。 ・そのため、従前通り納付書での納税処理を継続しており、事務効率化の阻害要因となっている。 ・ペイジー(Pay-easy)の簡便化併せて、ペイジーでの電子納税手続きにおいて、現状は納付先1件毎の処理となるが、複数の納付先一括処理が可能となればより効率的である。 ・納税者の事務効率向上をはじめ、地方自治体側においてもペーパーレス化による印刷、封入、郵送に係る手間・コストの削減、電子化による情報管理の効率化が期待できると考える。</p>	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	総務省	<p>○現在、eLTAxで電子納税できる税目は、地方法人二税等、事業所得税、個人住民税(給与所得・退職所得に係る特別徴収)であり、対象税目に係る電子納税(個別団体対応)実施団体数は22団体です。</p>	-	対応	<p>○平成31年10月1日より、eLTAxを活用した共通電子納税システムを導入し、全地方団体が電子納税に対応する予定です。 ・この新システムにおいては、稼働当初(平成31年10月)から全地方団体(47都道府県及び1741市区町村)に対して電子納税が可能となります。 ・この新システムにおいては、納税者は、複数の地方団体に納税する場合、各地方団体ごとに納付することなく、ペイジーによる一度の手続きでeLTAxの共通口座へ合算した金額を納付出来ることとなります。(各地方団体への納付は、eLTAxによって自動的に処理されることとなります。) (参考)「平成30年度税制改正大綱」抜粋 3 共通電子納税システム(共同収納)の導入 一定の地方税について、納税義務者等がeLTAx(地方税のオンライン手続のためのシステム)の運営主体が運営する共通電子納税システムを利用して納付又は納入を行う場合、その収納の事務については、eLTAxの運営主体及び金融機関に行わせるものとし、これらの税は金融機関からeLTAxの運営主体を経由して地方公共団体に払い込まれるものとする。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(○、◎、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290929026	29年9月29日	29年11月6日	30年3月9日	ふるさと融資の参加基準の緩和について	一般財団法人地域総合整備財団が実施している地域総合整備資金貸付(ふるさと融資)は、地方公共団体が民間金融機関等と共同して地域振興に資する民間投資を支援するために行う長期無利子貸付です。本融資は、民間金融機関の連帯保証が必要とされていますが、信用組合のみ系統金融機関である全国信用協同組合連合会の連帯保証も求められており、信用組合にとって不利な制度となつています。 つきましては、信用組合においても他金融機関と同様に、信用組合単独保証での取り扱いを可能とするよう要望します。	一般社団法人 全国信用組合中央協会	総務省	-	対応	<ul style="list-style-type: none"> ・従前より案件ごとに個別判断の上、信用組合単独で連帯保証金融機関となっていたことは可能であり、実際にそうした事例もあります。また昨年度、全国信用組合中央協会からのご要望を受け、「信用組合は、全国信用協同組合連合会との連帯保証により保証金融機関とすることができる」とふるさと融資の手引きおよびQ&Aに明文化したところであり、ふるさと財団ホームページに記載しています。 ・今後も他の保証金融機関と遜色ない信用力、業容の信用組合については、債権者となる地方公共団体と協議のうえ、単独での保証を可能としております。 ・平成30年度のふるさと融資の手引きおよびQ&Aでは、上記趣旨を明確に記載したものに変更し、ふるさと財団ホームページでも記載する予定です。 		
290929038	29年9月29日	29年11月6日	30年10月30日	民間事業者による行政情報の有効な活用を推進するための基盤構築	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政が保有する顧客の住所等の情報について、本人の事前同意を前提に民間事業者による有効な利活用を推進するなど、官民の情報連携基盤を構築いただきたい。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、官民が保有する情報の連携基盤がないため、情報の有効活用が図られておらず、国民・行政機関・民間事業者に多大なコスト・時間・労力が発生している。 ・番号法では、激甚災害時に生命保険会社が個人番号を利用できるとされているが、自社内で顧客検索のキーとして用いることのみであり、行政機関の保有する安否情報や避難先等の確認への利用はできない。 ・東日本大震災に際し、生命保険会社は被災地の戸別訪問等により安否確認をし、請求動向に努めたが、災害時に生命保険会社からの照会に対して行政機関が被災した被災者等に関する安否情報や避難先等の情報を提供できることが明確になれば、被災者に対するより迅速・確実な保障の提供が可能となる。 ・また、現行の番号法では利用範囲が社会保障等に限定されているが、公的社会保障を補完する生命保険事業の公共性に鑑み、本人の事前同意を前提として、生命保険会社が平時においても行政機関保有情報を活用できれば、より迅速・確実な保険金支払等に繋がる。さらに、番号制度を通じ、引越しや死亡等のライフイベントに合わせたワンストップサービスとして、例えば、終身年金・死亡保険金の支払や住所変更の手続きをより迅速かつ確実に実施できれば、特に高齢者に対する確実な契約管理、支払管理態勢の構築が可能となる。 ・なお、公的個人認証サービスを活用する場合、生死情報や住所情報に係る異動の端緒は把握できるものの、変更内容に係る行政機関への別途の照会や、顧客によるマイナンバーカードの定期的な更新等を要する点で留意が必要である。 ・一般消費者の意識調査(2016年11月生命保険協会実施)では、生命保険における番号制度の利活用の実現を望む声が9割を超えており、本要望の実現により、国民の期待に応えられる。 ・また、現行の番号制度は、個人番号の利用について本人の自己決定を認めていないが、『官民データ活用推進基本計画』(2017年5月閣議決定)においても、個人の関与の下での多様な主体による官民データの利活用ルールの整備等を実施することとされており、本人の事前同意を前提として番号制度の利活用範囲を拡大することは、政府の方針にも適うものと考えられる。 	一般社団法人 生命保険協会	内閣府 総務省	住民基本台帳法第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第12条の3行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、附則第6条第1項、第3項、第4項	対応不可 検討に着手	<p>住所は住民基本台帳法において、住民票の記載事項とされています。住民基本台帳に記録されている住所情報を含めた個人情報入手するためには、住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求又は住民票の写しの交付請求により行うこととされており、また、個人情報保護の観点から、一定の要件を満たさない限り、入手することはできないこととされています。</p> <p>具体的には、①請求者本人または同一世帯員は、自身の住民票の写しの交付請求が可能であること、②一方、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要であると認められる場合に限り、閲覧または住民票の写しの交付を請求することが可能であること、③また、それ以外の第三者は、公益性の高い活動を行うために必要であると市町村長が認める場合に閲覧を請求することが可能であり、また、自己の権利の行使又は義務の履行のため、国又は地方公共団体に提出するため等、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合に限り、住民票の写し等の交付を申し出ることが可能であること、とされています。</p> <p>なお、番号法に基づく個人番号の利用範囲と、住民基本台帳法による住所等の情報の入手は、直接関係するものではありません。</p>	住民基本台帳から住所等の情報を入手するためには、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付によるべきものであり、ご要望のように、行政機関が保有する住所等の情報を民間でも活用可能とするデータの基盤構築については、認められません。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に審査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △：再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290829040	29年9月29日	29年12月18日	30年6月15日	行政機関からの照会に係る事務手続きの簡素化	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関から生命保険会社に対する保険契約の有無・内容に係る照会手続きを電子化いただきたい。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関は、財産調査等を目的として、多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(ある生命保険会社では年間約100万円の税務関連照会、約30万円の福祉関係照会を受けている)。現状、生命保険会社は、このような行政機関からの照会について、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に内容に寄せての事務処理を行い、行政機関への回答を行っているが、照会文書の様式が統一化され、手続きの電子化が図られれば、行政機関および民間事業者の事務効率化に繋がるものと考ええる。 具体的には、例えば省庁間共通のプラットフォームを通じてデータ連携を行うなど、方法により照会手続きが電子化できれば、行政機関における印刷・郵送コスト削減、行政事務の効率化が図られるだけでなく、行政手続きの迅速化により、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援が早期化するなど国民の利便も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指しつつ、持続可能な社会作りにも貢献することができる。 『官民データ活用推進基本法』(2016年12月公布・施行)においては、行政手続きのオンライン利用の原則化(同法第10条)や、官民の情報システムの連携を図るための基準の整備(同法第15条)が定められているが、今後、政府・丸手となって官民の情報連携に係るオンライン化の取組みが推進されることとされており、当該取組みを通じて、行政機関から事業者への照会手続きを電子化することは、政府の方針にも適うものと考ええる。 なお、2012年より同様の要望を提出しており、照会文書の様式統一化については、国税庁・厚生労働省との間では様式の統一を実施し、現在、統一状況をフォローしている状況である。また、総務省からは、地方税に係る照会文書の様式統一について「地方団体への周知等を進める」旨の回答が得られており、対応が進められているものと理解している。2017年8月時点において、国税庁では統一様式への代替が完了していることを確認しているが、他の行政機関においても実質的に統一様式への移行が完了するよう周知・徹底を進めていただきたい。 	一般社団法人生命保険協会	内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省	<p>【総務省】</p> <p>地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われています。</p> <p>【財務省】</p> <p>国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。</p> <p>その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>○照会様式の統一化の周知・徹底について 照会文書の様式統一については、平成27年度から様式を統一化しております。引き続き、福祉事務所と生命保険会社における取扱いの現状を踏まえ、周知・徹底を行ってきたいと考えています。</p>	<p>【総務省】</p> <p>地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第68条第6項他(国税徴収法第141条)</p> <p>【財務省】</p> <p>国税通則法第74条の2、第74条の3及び131条、国税徴収法第141条</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>生活保護法第29条</p>	<p>【内閣官房】</p> <p>検討を予定</p> <p>【財務省】</p> <p>検討を予定</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>検討を予定</p>	<p>【内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省】</p> <p>行政機関から金融機関に対して行われる取引の有無や取引状況に係る照会(預貯金等の照会など)については、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント関係会議決定)に基づき、効率化に向けた検討を行います。</p> <p>具体的には、内閣官房は、2018年度を目途に、一部の金融機関(銀行等)及び行政機関(地方公共団体)において、情報システムを用いた預貯金等の照会の効率化に係る実証実験が開始されるよう、関係機関との調整を行います。また、内閣官房は、この実証実験において洗い出される課題を踏まえて、関係府省(総務省、財務省、厚生労働省等)や地方公共団体と協議し、2019年度前半を目途に、その後の方向性をとりまとめます。</p> <p>【財務省】</p> <p>地方税に係る照会文書の様式統一については、地方団体に対し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請しています。</p> <p>【財務省】</p> <p>財務省(国税庁)としては、取引照会のオンライン化の前提として要望されていた、①照会文書の用語・書式の統一化、②取引照会の回答文書の郵送に関する業務の改善、③取引照会の回答の電子媒体による提出の3点については、業界団体との協議を経て、平成27年4月に措置済みです。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>○照会様式の統一化の周知・徹底について 毎年3月初旬頃に開催される地方自治体の生活保護担当者を集めて行う全国会議で周知を行う予定</p>	◎
290829041	29年9月29日	29年11月6日	30年5月15日	固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の書式・フォーマットの統一	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の書式・フォーマットを統一いただきたい。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各自治体から送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書については、それぞれ書式・フォーマットが異なっている(課税明細書については、地方税法施行規則第14条で様式が定められているが、各自治体の裁量により、変更されている)。 民間事業者は、毎年4月から6月にかけて全国から集中して送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書を確認し、期限までに納税している。しかしながら、各自治体から送付される納税通知書・課税明細書の書式・フォーマットが統一されていないため、内容の解釈とシステムへの情報の登録に多様な手間と時間を費やしており、特に、全国に大量の不動産資産を保有する民間事業者の負担が大きい。 そこで、固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の書式・フォーマットの統一を要望する。 要望の実現により、事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。 なお、「未来投資戦略2017」においては、行政手続きの簡素化に関して、「諸外国の状況も踏まえつつ、単に現行手続きをオンライン手続きに置き換えるのではなく、あらゆる領域において、同じ目的又は同じ内容の申請・届出等の書式・様式を共通化する」とされており、電子化推進のみならず書式・様式の共通化も進めるべきとの方向性が示されている。総務省の「行政手続コスト削減のための基本計画」においても、「電子納税の推進」が主な取組みとして掲げられているが、実際に納税先の地方自治体全てが電子納税に対応するには時間がかかることも想定され、さらには、民間事業者の事務効率化・コスト削減を図る観点から、電子化のみならず、並行して固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の書式・フォーマットの統一も進めていただきたい。 	一般社団法人生命保険協会	総務省	<p>納税通知書は、記載すべき事項(課税の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額等)については、地方税法に規定されている(第1条第1項第6号)ところですが、様式(書式・フォーマット)については、法令に規定しているものではありません。</p> <p>また、課税明細書については、記載すべき事項(土地の場合・所在、地番、地目、地積及び当該年度の固定資産に係る価格、家屋の場合・所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び当該年度の固定資産に係る価格)について地方税法に規定され(第304条第3項)、地方税法施行規則にその様式は規定されています(第25号の2様式)が、この様式は、市町村の必要に応じ、適宜補正することができる」となっています。</p>	<p>地方税法第1条第1項第6号、第304条第3項</p> <p>地方税法施行規則第14条、様式第28号の2</p>	<p>検討を予定</p>	<p>複数の地方団体に納税義務を有する法人にとつての実質的な解決策としては、納税通知書や課税明細書が全国統一フォーマットの下で電子的に送付される仕組みを構築することが有益と考えられるため、平成31年10月から導入される共通電子納税システムの次なる課題として、コスト面やシステム面などについて検討を進め、可能な税目から拡大していく方向で取り組みます。</p> <p>平成30年度から、順次、できるだけ早く対応方針を整理できるよう、検討していきます。</p>	◎

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290929042	29年9月29日	29年11月6日	30年5月15日	住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の書式・フォームの統一	<p>【提案の具体的内容】 ・住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の書式・フォームを統一いただきたい。 【提案理由】 ・各自治体から送付される住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、それぞれ書式・フォームが異なっている(地方税法施行規則第2条で様式が定められているが、各自治体の裁量により、変更されている)。 ・民間事業者は、毎年5月頃、全国から集中して送付される住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)を確認し、納期限までに納税している。しかしながら、各自治体から送付される特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の書式・フォームが統一されていないため、内容の解釈とシステムへの情報の登録に多大なる手間と時間を費やしており、特に、全国各地に大量の従業員が勤務し、定期的に転勤を繰り返している民間事業者の負担は大きい。 ・そこで、住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の書式・フォームの統一を要望する。 ・要望の実現により、事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。 ・なお、「未来投資戦略2017」においては、行政手続の簡化化に関して、「諸外国の状況も踏まえつつ、単に現行手続をオンライン手続に置き換えるのではなく、あらゆる領域において、同じ目的又は同じ内容の申請・届出等の書式・様式を共通化する」とされており、電子化推進のみならず書式・様式の共通化も進めるべきとの方向性が示されている。総務省の「行政手続コスト削減のための基本計画」においても、「電子納税の推進」が主な取組みとして掲げられているが、実際に納税者の地方自治体全てが電子納税に対応するには時間がかかることも想定されることから、民間事業者の事務効率化・コスト削減を図る観点から、電子化のみならず、並行して住民税の特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の書式・フォームの統一もしていただきたい。</p>	一般社団法人生命保険協会	総務省	特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、地方税法の改正により、平成28年度の個人住民税から電子署名付きの電子データの送付(「正本」の送付)が可能となったところであり、一般社団法人地方税電子化協議会において、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)「正本」電子化に係る改修に併せて、同通知のeTAX(地方税ポータルシステム)統一フォーマットの策定を行ったところ。	地方税法第321条の4第8項	現行制度下で対応可能	特別徴収義務者用については、eTAXシステムとしては、H28年度から正本の電子的通知が可能となっています。このため、電子署名を付した正本の電子的送付に未だ対応していない地方団体に対し、電子交付を希望する特徴徴収者に対する電子的正本通知について積極的かつ早急な取組みを求めています。	◎
290929043	29年9月29日	29年11月6日	30年3月9日	固定資産税のうち償却資産に係る課税事務簡素化	<p>【提案の具体的内容】 ・固定資産税のうち償却資産に係る課税事務を簡素化していただきたい。 【提案理由】 ・固定資産税のうち償却資産の課税事務においては、家屋と償却資産の区分を明確にしていたが、法人税法上の取扱い(減価償却資産の定義や償却計算の方法)とは引き続き異なっている状況です。現在も課税標準の計算等における事務負担が大きい状況にあり、例えば、固定資産税における家屋・償却資産の区分を法人税法上の区分に合わせる等、固定資産税のうち償却資産に係る課税事務簡素化を要望します。</p>	一般社団法人生命保険協会	総務省	減価償却資産の定義(法人税では、無形減価償却資産や自動車等)の課税客体である自動車等は減価償却可能だが、固定資産税では課税客体(法人税)や、減価償却の計算方法(法人税では一部例外を除き定率・定額法の選択制、固定資産税では旧定率法のみ)等、法人税法上の取扱いとの相違があります。	地方税法第341条、第349条の2、第383条、第388条 固定資産評価基準第3章	その他	固定資産税の評価における減価は、課税にあたって課税期日時点の資産の「適正な時価」を減価償却制度という枠組みを用いつつ算定するものであり、期間収益に対応し、償却資産の取得価額を複数年にわたって費用化するために行う法人税における減価償却とは、制度の趣旨が異なります。 一方で、納税者の便宜や課税の公平を確保することには、常に留意すべきであり、納税者の負担軽減につながるような制度改善について、検討・研究を続けて参ります。	
290929044	29年9月29日	29年11月6日	30年3月9日	事業所税(資産割)の課税事務簡素化	<p>【提案の具体的内容】 ・事業所税(資産割)の課税事務を簡素化していただきたい。 【提案理由】 ・事業所税(資産割)については申告を要しますが、特殊関係者が存在する場合には、特殊関係者の行う事業と合算して免税点判定を行う必要があるため、特殊関係者の有無について確認を行うことから、関係会社、事務所が多数存在する企業においては大きな事務負担となっています。これを改善するため、例えば、特殊関係者の行う事業と合算して免税点判定を行う規程の廃止等、課税事務の簡素化を要望します。 ・また、課税標準となる事業所床面積の算定においては、共有部分の面積を専用部分の面積に応じて投分することが求められることから、課税標準の計算時における事務負担が大きい状況にあり、例えば、課税標準となる事業所床面積を専用部分のみとする等の課税事務簡素化を要望します。</p>	一般社団法人生命保険協会	総務省	①特殊関係者の免税点判定 事業所税では、特殊関係者を有する者の事業所が特殊関係者と同一家屋内にあるなどの特別の事情があるときは、特殊関係者の行う事業は両者の共同事業とみなされ、その場合、特殊関係を有する各社の免税点判定においては、その共同事業者が単独で行うものとみなされます。 ②共有床面積の投分 事業所税における資産割の課税標準である事業所床面積(事業所用家屋の延べ面積)は政令において、事業所用家屋である家屋に専ら事業所等の用に供する部分(事業所部分)に係る共同の用に供する部分(共用部分)がある場合には、この事業所部分の延べ面積のほか、その各共用部分の延べ面積に、当該事業所部分の延べ面積の当該家屋の共用部分以外の部分で当該各共用部分に係るものの延べ面積に対する割合を乗じて得た面積をも、事業所床面積に含めることとされています。	①地方税法第701条の32第2項 地方税法施行令第56条の21、同令第56条の75第2項 ②地方税法第701条の31第1項第5号 地方税法施行令第56条の16	対応不可	①特殊関係者の免税点判定 みなし共同事業の場合、特殊関係者の事業に係る事業所床面積及び従業者給与総額を合算して免税点の判定を行うこととなりますが、これは租税回避行為等の防止等の理由から設けられたものであり、これを廃止することは事業所税の負担の均衡を図る観点から適当ではないと考えております。 ②共有床面積の投分 事業所用家屋には専用部分のほか共用部分についても事業を行うにあたって必要不可欠なものであるため、事業所床面積の算定上加味することとしているものです。専用部分のみを課税標準とすることは、課税の公平性や応負担の観点から適当ではないと考えております。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290829054	29年9月29日	29年11月6日	29年11月30日	電波法の規制緩和	適合表示無線設備でない海外製デバイスについて、電波法第4条第2項で定められている利用可能期間(入国の日から90日)の期間延長、もしくは、日本における実証実験時のみ条件付での利用を認めるなどの規制緩和を要望する。 【提案理由】 ・グローバル目線で革新的科学技術を活用した新サービスを世界に先駆けて開発し、提供するに当たり、海外スタートアップ企業との協業や、適合表示無線設備でない海外製デバイスの調査・研究・実証実験は不可欠である。 ・デバイスの性能評価やサービス開発・提供価値判断までの一連のプロセスを90日以内で完結させることは現実的に厳しく、この期間を延長する、もしくは、実証実験を目的とした利用については規制を条件付きで緩和することで、海外の先進的な技術を積極的に取り込むことができ、新しい価値やサービスをスピード感をもってお客さまに提供することが実現可能となる。 ・例えば、先進的な海外デバイスを活用した事故防止サービスの提供により、「事故の無い社会」の実現を支援することができるようになることから要望する。	一般社団法人日本損害保険協会	総務省	電波法第4条第2項で定める「本邦に入国する者が、自ら持ち込む無線設備」については、具体的には観光旅行者の持ち込むWi-Fi端末等を、その旅行期間中に限り旅行者本人が利用可能とするための制度であり、本提案のように新サービスの導入のための制度とはなっておりません。 なお、電波法では、適合表示無線設備でない無線設備であっても、国内に持ち込み、個別に実験試験局の免許を取得することにより、試験・研究に当該設備を用いることができます。また、総務大臣が公示する周波数、地域、期間、空中線電力の範囲で開設する等の一定の基準を満たせば、審査が簡素化され、申請から免許までの処理期間を大幅に短縮できる特定実験試験局制度を活用することも可能です。	電波法第4条、第5条、第58条、電波法施行規則第4条、第7条	現行制度下で対応可能	「実験試験局」については、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第4条において、以下のとおり無線局の種別として定義し、無線局免許の対象としています。 第4条 二十二 実験試験局 科学若しくは技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査を行うために開設する無線局であつて、実用に供しないもの(放送をするものを除く。)をいう。 「特定実験試験局」については、電波法施行規則第7条の免許等の有効期間の規定において以下のとおり定義し、無線局免許の対象としております。 第7条 五 特定実験試験局(総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局をいう。以下同じ。)当該周波数の使用が可能な期間。 これらの規定により、適合表示無線設備でない無線設備であっても、国内に持ち込み、調査・研究・実証実験を行うことが可能となっております。	◎
290829079	29年9月29日	29年11月6日	29年12月15日	戸籍法第10条の2第4項の規定に行政書士も追加することを早期に実現していただきたい	平成26年6月27日に公布された改正行政書士法により、日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の過程を修了した行政書士(特定行政書士)については、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等、行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができることとなった。 しかしながら、戸籍法第10条の2第4項において、他の士業については、行政機関等に対する不服申立ての手続を行う場合に必要がある場合には、戸籍法第10条の2第4項の規定に行政書士も追加することを早期に実現していただきたい。 「平成30年度に議論し結論を得る」との回答をいただいたと思うが、特定行政書士はすでに誕生しており人数も年々増加していることから、迅速に対応されたく再度要望する。	池田行政書士事務所	総務省 法務省	戸籍法第10条の2第4項は、弁護士等の行う業務のうち、特定の依頼者から事件を委任し、かつ、紛争処理手続において当該依頼者を代理する業務を弁護士等の各資格者ごとに弁別したものとなります。 これは、委任事件に紛争性がある場合には、依頼者の権利行使等の意思が明確である上、争われている権利の実現が目的のため、紛争の相手方や事件に關係する第三者の戸籍の記載事項を利用して当該権利等の存在及び範囲を対外的に証明する必要性が類型的に存在し、かつ、弁護士等がそのような紛争性のある事件について単に法的な助言をしたり、代書をするにとどまらず、自ら裁判手続その他の紛争処理手続において依頼者を代理する場合は、その権利の実現等のため十分な立憲活動を行う必要があることから、弁護士等が本要件による交付の請求をする場合は、依頼者からの委任状の提出は要しないものとされています。	戸籍法第10条の2	検討を予定	戸籍法改正の機会に併せて、戸籍法第10条の2第4項の規定に行政書士に関する事項を追加することについてその可否を含めて検討することとします。	
291010001	29年10月10日	29年11月14日	29年11月30日	国際スピード郵便(EMS)に対する検査制度の抜本的な見直し	TPPを含めたEPAネットワークの拡大に伴い、国際小口輸送市場の拡大が進む中、国際スピード郵便(以下「EMS」という。)も、越境通販をはじめ様々な貨物の輸出入に用いられ、その領域を拡大している。 EMSは、ユニバーサルサービスであることから、民間事業者とは異なる優遇が与えられているが、植物類の輸入検査についても、特別な取扱いが認められている。すなわち、植物防疫法は、植物類の輸入検査について、民間事業者の国際小口輸送サービスに対し空港建屋内での実施を義務付けているが、EMSの場合は、空港建屋外にある通関手続きを行う郵便局(国際郵便交換局)で検査を受けることができることとされている。 したがって、例えばEMSを用いて青果や種子等の植物類が輸入された場合、当該貨物は検査を受けない状態のまま空港建屋外に持ち出されることとなるが、それにより有害な病虫害が国内に持ち込まれるリスクを完全に排除することはできず、日本国内の農作物への被害防止が十分に担保されているとは言い難い。 日本産農林水産物・食品は、年々輸出額が増加し、「ジャンパランド」として農林水産省による輸出促進対策も進められており、国際小口輸送の実展もその一翼を担っている。その中で、日本の農業生産の安全及び発展を図るためには、EMSの植物類の輸入検査についても民間事業者と同様の空港建屋内における検査を実施し、防疫を徹底する必要がある。	ヤマト運輸株式会社	総務省 農林水産省	国内への植物の病虫害の侵入を防ぐため、植物防疫法に基づき、海外から発送される植物を包有する貨物等(郵便物を除く。)を輸入できる海港112箇所及び空港44箇所を指定しています(以下「指定海空港」といいます。) 輸入時の植物防疫については、植物防疫法により、指定海空港で実施することとされていますが、郵便物として輸入される場合は通関手続が行なわれる全国6箇所(交換局)で実施することとされています。また、郵便物の植物防疫においては、同法に基づき、日本郵便株式会社の職員に対し、植物等を包有している郵便物等についての通知義務を課し、当該職員の立会いの下で植物防疫を実施しているところです。	植物防疫法(昭和25年法律第151号)第6条第3項、第8条、通常郵便に関する施行規則(万国郵便連合郵便業務理事會決定)第178条及び小包郵便に関する施行規則(万国郵便連合郵便業務理事會決定)第173条	対応不可	EMS郵便物として輸入される場合は、植物防疫法に基づき、EMS郵便物の通関手続が行われる全国5箇所の交換局において植物防疫を実施していますが、その際の輸入空港から交換局までの郵便物の運搬にあたっては、内容物が外部に漏出しないよう、封印された袋により適切に輸送されていることから、交換局における植物防疫の実施は、病虫害の侵入防止上、問題ありません。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
291018002	29年10月18日	29年11月14日	29年11月30日	都道府県の登録車の取得・変更及び廃車データの購入廃止について	<p>現在、各都道府県では登録車の登録・検査及び抹消に関する情報を長年にわたり地方公共団体システム機構から購入しています。</p> <p>現在の車検制度の中では継続検査＝車検を受検する場合には自動車税を納付していることの証明として「納税証明書」を提出しなければならず。あえてデータを購入する必要はないものと考えます。</p> <p>また、取得税については消費税率10%に引き上げの際に廃止が決まっており、登録後に窓口で行っている税申告で十分であり購入すること事態、二重に無駄を生んでいると考えます。</p> <p>このように、自動車登録手続きには多くの無駄があると同時に、登録手続きから納車まで多くの手数料があり、ユーザーの負担になっていることから、都道府県の登録車の取得・変更及び廃車のデータの購入は廃止することを提案します。</p> <p>【実現した場合のメリット】</p> <p>①ユーザーの負担軽減等により、環境への負荷が少ないEVやFCV車の普及を促す。</p> <p>②税金の無駄遣いが少なくなる。</p> <p>③ユーザーの負担軽減につながる。</p> <p>④登録車の登録と自動車税の申告手続きが分離されることで登録車の登録手続きの電子化＝OSSがより普及し易くなる。</p>	行政書士法人自動車登録センター新潟	総務省	<p>各都道府県は、以下の業務を行うことを目的として地方公共団体情報システム機構から自動車登録情報を購入しています。</p> <p>① 購入した自動車登録情報と各都道府県が保有・管理する自動車税申告書の情報を突合した上で自動車税の納税通知書を作成する等の定期賦課業務。(その際、自動車税のグリーン化特例の経課・重課[※]の判定を併せて実施。)</p> <p>② ①により、各都道府県が保有する個車情報の更新を行った上で、車検の期限が切れてから一定期間を経過した自動車を検査し、滅失や解体等が確認された場合には、課税対象から除外する等の個車管理業務。</p> <p>(※)経課:新車に係る翌年度の自動車税の税率を燃費性能等に応じて軽減する制度。 重課:新車新規登録から一定年数を経過した自動車に係る自動車税の税率を重くする制度。</p>		事実認識	<p>自動車登録情報は、左記の業務目的のために購入しているものであり、自動車税納付の有無の確認や自動車取得税の課税事務に活用しているものではありません。</p> <p>なお、自動車登録情報の購入は、法令等により規定されているものではありません。</p>	
291026001	29年10月26日	29年11月14日	29年11月30日	マンション管理士の共管独占業務の創設について	<p>マンション管理士が相談、助言業務等を行うマンションにおいて、管理費の滞納等が生じている場合や管理組合の規約改定を行う場合がある。</p> <p>前者の業務について内容証明、後者の業務について規約を作成することは行政書士法に抵触し、支払い督促、少額訴訟を提起する場合、司法書士法に抵触する可能性がある。</p> <p>これら業務について、一定の講習と考査を受けたマンション管理士について、業として行えるようにされたい。</p> <p>この提案が実現すれば、個々のマンション管理組合の内情に適したマンション管理士が、包括的にその業務を行うことができ、消費者である管理組合のコストが削減できるとともに、トラブル解決の迅速化を図ることができ、管理費・修繕積立金が不十分なため管理が行き届いていないマンションを減少させることができる。</p>	個人	総務省 法務省 国土交通省	<p>マンション管理士は、マンションの管理適正化法第30条第1項の登録を受けマンション管理士の名称を用いて、専門的知識をもって、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、管理組合の管理者等又はマンションの区分所有者等の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業務(他の法律においてその業務を行うことが制限されているものを除く。)とする者であり、現行法上において業務独占となる内容は有していません。</p>	マンションの管理の適正化に関する法律	対応不可	<p>マンション管理士は、国民の重要な居住形態となっている分譲マンションの管理の適正化の推進を図るために、管理組合等からの相談を受けて、マンションに関する法律、会計、技術上等の幅広い専門的観点から助言等を行うことを目的としてマンションの管理の適正化に関する法律(平成12年法律第149号)に位置づけられている資格です。</p> <p>具体的には、管理組合の運営、管理規約の改正、長期修繕計画や大規模修繕計画の見直し、大規模修繕工事などマンションの管理に関する様々な問題に対して、専門的知識や経験を通じて支援を行う総合コンサルタントという役割を担っています。</p> <p>行政書士法上、行政書士が業として行うこととされている権利義務又は事実証明に関する書類の作成の業務や、司法書士法上、司法書士が業として行うこととされている簡易裁判所の手続きの代理の業務については、上述のマンション管理士の資格の趣旨、担保される専門性(試験内容等)に鑑み、マンション管理士が行えるよう措置する必要性は現時点では認められません。</p> <p>一方で、マンション管理士が管理費の滞納への対応や管理規約の改正について管理組合等に対して助言を行うこと等により、マンションの管理不全を未然に防止し、マンションの管理の適正化に資することは、マンション管理士の主たる目的であることから、引き続き、管理組合等に対する助言、指導その他の援助等に関する能力向上を促すための措置を講じて参ります。</p> <p>なお、御提案の中で、支払督促、少額訴訟を提起する場合、司法書士法に抵触する可能性がある旨の記載がありますが、これらの行為が抵触する可能性があるのは司法書士法の規定ではなく弁護士法の規定ですので、申し添えます。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
291026004	29年10月26日	29年11月14日	29年11月30日	電波法に定める技術基準に相当する技術基準に準拠したWi-Fi、Bluetooth及びZigBeeなどを利用した無線設備について、調査・試験・研究等の非商業用途に限り、技術基準適合証明を取得せずとも海外から持ち込み、利用することが許可されるよう要望します。	<p>(提案)</p> <p>電波法に定める技術基準に相当する技術基準に準拠したWi-Fi、Bluetooth及びZigBeeなどを利用した無線設備について、調査・試験・研究等の非商業用途に限り、技術基準適合証明を取得せずとも海外から持ち込み、利用することが許可されるよう要望します。</p> <p>(理由)</p> <p>1. IoT無線設備やAI技術を搭載した無線設備を巡るグローバルな開発競争は目まぐるしく、これら無線設備の実用化に当たっては、複数の国・地域にて、多数の国々が試験に関わることで短期間のうちに検証・実証を書ね、商品化されるという特徴があります。日本においては、電波法では、電波の利用における混信等を防止するために、無線設備は電波法第三章に定める技術基準に適合する必要があるため、海外製の無線設備については、電波法で定める技術基準に相当する技術基準に適合した場合であっても、技術基準適合証明等取得するまでは例外なく調査・試験・研究を行うことができます。結果として、日本において迅速な検証・実証を行うことの妨げともなっており、製品開発やサービス展開の遅れにもつながりうる状況となっております。</p> <p>2. 技術基準適合証明等取得していない無線設備であっても、国内に持ち込み、個別に実験試験局の免許を取得することにより、調査・試験・研究に当該設備を用いることは法令上可能ではありますが、昨今のIoTやAIに対応した無線設備の場合には、日本を含む複数の国・地域において、短期間に集中的に多数の調査・試験・研究を行った上で製品化する必要がある、個別に実験試験局の免許を取得することは必ずしも現実的ではありません。また、電波暗室等の試験設備の外部での電界強度の測定値が電波暗室の許容値以下となる場合には、同設備の内部において調査・試験・研究等を行うことは制度上は可能ですが、実際に調査・試験・研究をしようとする環境と異なるケースも多く、その点で常に電波暗室等を利用することが現実的とは限りません。</p> <p>3. 「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)」において、訪日観光客等が日本国内に持ちこむWi-Fi端末やBluetooth端末については、電波法で定める技術基準に相当する技術基準に適合する等の条件を満たす場合には、日本国内での利用が入国から90日以内に限って可能となりました。平成28年5月21日から施行されていますが、これまで混信等の社会的問題は発生していませんと承知しています。Wi-Fi、Bluetooth及びZigBeeなどを利用する無線設備の非商業用途での利用に伴うリスクは、その規模からして、年間2,000万人を超える訪日観光客等による無線設備の利用に伴うリスクよりも明らかに低いか少なくとも同等以下であると考えられます。</p> <p>4. なお、米国の場合には、販売や市場投入のためではなく、製品開発や市場適合性等を見極めるための試験や評価のためであれば、4,000台を上限に機器を輸入することが可能になっており、円滑な試験や評価の実施に役立っている。</p> <p>5. さらに、未だ日本を含むグローバルで調査・試験・研究段階の無線設備については、仮に、調査・試験・研究の段階で技術基準適合証明を取得した場合には、一定の情報が開示されることで、無用の憶測を生み、かつ株価に影響するなど商業上の懸念も現に生じています。このことから、上述の要望を次の次第です。</p>	在日米商工会議所(ACGJ)	総務省	電波法第4条第2項で定める「本邦に入境する者が、自ら持ち込む無線設備」については、ご承知のとおり、観光旅行者の持ち込むWi-Fi端末等を、その旅行期間中に限り旅行者本人が利用可能とするための制度であり、本提案のように試験や評価のための制度とはなっておりません。	電波法第4条、第5条、第58条、電波法施行規則第4条、第7条	現行制度下で対応可能	<p>「実験試験局」については、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第4条において、以下のとおり無線局の種別として定義し、無線局免許の対象としています。</p> <p>第4条 二十二 実験試験局 科学若しくは技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査を行うために開設する無線局であつて、実用に供しないもの(放送をすることを除く)をいう。</p> <p>「特定実験試験局」については、電波法施行規則第7条の免許等の有効期間の規定において以下のとおり定義し、無線局免許の対象としております。</p> <p>第7条 五 特定実験試験局(総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局をいう。以下同じ。) 当該周波数の使用可能な期間。</p> <p>これらの規定により、適合表示無線設備でない無線設備であっても、国内に持ち込み、調査・研究・実証実験を行うことが可能となっております。</p> <p>また、現状では、登録証明機関等からの報告において、公示の希望時期に関する要望があった場合には、当該要望を踏まえ対応していますが、法令上、報告後いつ公示するか明確な規定がなく、この明文化を図るため、平成30年4月1日から報告様式に「公示を希望する日」を追加する省令改正を既に実施しています(平成29年7月5日改正)。そのため当該省令が施行される平成30年4月1日以降は新制度により、公示の希望時期に関する要望に対応することとなります。(いずれにしても、技術基準適合証明等を受けた無線設備が市場に流通する前であれば、公示を控えることは可能です。詳細はこちらをご覧ください。)</p>	◎
291026006	29年10月26日	29年11月14日	29年11月30日	司法書士・行政書士の制度一本化	我が国には、隣接専門法律職種として司法書士と行政書士が存在する。これらの業務について、特に会社設立、不動産取引、権利義務に関する書類の作成において重複する場面が多い。そして、一般市民にとって、このような制度設計は非常にわかりづらく不便なものとなっているため、両者を合わせて一つの隣接法律職とされた。これが実現した場合、低廉で良質な司法や市民間の法律関係の構築がより容易になり、市民の法へのアクセスが十分に図られることが期待される。	個人	総務省 法律省	行政書士法は、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的としています(行政書士法第1条)。	行政書士法第1条、第1条の2、第19条第1項	対応不可	<p>○司法書士について</p> <p>国民の権利を保護するには、登記、供託及び訴訟等に関する手続を円滑かつ適正に行うことが不可欠ですが、一般の国民にとっては、自らこれを適切に行うには困難を伴う場合が多いと考えられます。</p> <p>そこで、司法書士法は、これらの手続に関する法律専門家として、司法書士の制度を定め、その業務の適正化を図っており、国民がこの司法書士制度を利用することによって、これらの手続について、法律専門家の援助を得て、その権利の保護を図ることができるようにしています。</p> <p>なお、司法書士には、その職責として、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないことが課せられていますが(司法書士法第2条)、これは、司法書士に対し、その職責の重要性について自覚を促し、その真摯の向上及び業務の改善を図るために、その業務遂行上の義務を明らかにしたものです。</p> <p>○行政書士について</p> <p>官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成は、直接一般個人の社会生活に重要な影響を及ぼすことから、行政書士となるために必要な資格を定めるとともに、業務遂行上の守秘義務等を課すことで、これを行政書士の独占業務としています。</p> <p>このような行政書士制度は、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的として、行政書士法により定められるものです。</p> <p>以上から、司法書士と行政書士とは、その制度趣旨が異なるものであるため、両者を合わせて一つの隣接法律職とすることは困難です。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に審査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
291109002	29年11月9日	29年12月18日	30年1月15日	海事代理士の業務拡大について	・国際トン数証書及び国際トン数確認書の交付・書換え及び再交付等船舶のトン数の測定に関する諸手続について、海事代理士法別表2に「船舶のトン数の測定に関する法律」を加えたい。 ・船舶登録その他の諸手続についても、海事代理士法別表2に「漁船法」及び「農業用助産信用法」を加えたい。 ・遊漁船登録その他の諸手続についても、海事代理士法別表2に「遊漁船業の適正化に関する法律」を加えたい。 ・土運船・渡運船・作業台船など船舶系建設機械の打刻申請手続・登記手続についても、海事代理士法別表2に「建設機械抵当法」を加えたい。 海事代理士は、船舶について登記・登録の一切を代理できるところ、上記手続については、同様の手続であるにもかかわらず、その制限を受けている。これを改正することにより、船主、漁業者、一般市民は、一元的に海事に関する行政手続を海事代理士に事務処理を委任することが可能となり、その利便が促進されることが期待される。	個人	総務省 法務省 国土交通省	海事代理士法第1条	対応不可	海事代理士法別表第二に掲げられている法律に基づく諸手続に関しては、高度な専門的航海知識を要するものとして、海事代理士のみが対応できるものとしています。 一方、ご提案のありました法律に基づく諸手続に関しては、高度な専門的航海知識までは要しないものであることから、海事代理士の独占業務として別表第二に加えることは想定していません。		
291227001	29年12月27日	30年1月16日	30年2月5日	屋外タンク貯蔵所における貯蔵に関する規制緩和	(1)規制の現状 屋外タンクに貯蔵する危険物の品名、数量又は指定数量の倍数を変更する場合は、消防法等に基づき、変更しようとする日の10日前までに市町村長等に届け出ることが定められている。 (2)要望理由 危険物第4類第2石油類で届出しているタンクに同第3石油類を貯蔵することは、引火がより悪い油種を貯蔵することになり、安全方向に作用することから安全面に問題はない。 また、タンクを設置する際の基準(保有空地、貯蔵基準、指定数量)も、全ての石油類で同じとなっている。 基数の限られた危険物タンクを運用する過程で、タンクに貯蔵する油種を切り替える必要が出てくるが、現状の規制では手続に時間を要するため、フレキシブルな対応に支障が出る。 (3)要望の具体的な内容 屋外タンク貯蔵所において、石油類の水溶性又は非水溶性の変更が無く、上位油種を貯蔵するタンクに下位油種を貯蔵する場合、事後の届出(油種転換後、遅滞無く速やかに)を可能とする仕組みの導入を要望する。(逆について及び水溶性、非水溶性の変更がある場合は、従来どおり)	石油化学工業協会	総務省	消防法第11条の4	対応不可	【対応不可の理由】 ○危険物は、引火点や水溶性・非水溶性だけでなく、様々な特性を有しています。取り扱う危険物を変更される場合、市町村長等は、その危険物の特性を踏まえた上で、当該施設が基準に適合していることを確認しています。 ○例えば、取り扱う危険物の変更により比重が変わった場合には、地震に対するタンクの耐震強度に大きな影響を及ぼすことから、事前に耐震安全性を確認することが必要となります。 ○また、事故が発生したときに、消防隊が危険物の特性を把握していない場合には、適切な対応をとることができず、被害が拡大するおそれも考えられます。 ○なお、技術基準は色々な要素で構成されており、例えば「指定数量(政令第1条の11)」は、危険物の類別、品名、性質により異なり、また、「保有空地(政令第11条1項2号)」は指定数量の倍数によって異なります。		
291227002	29年12月27日	30年1月16日	30年2月5日	既存特定通路の取扱いについて	・規制の現状 石炭法では施設の種類、規模に応じた特定通路を設けることとなっているが、S51年の公布(施行)であり、コンビナート地区にはそれ以前から稼働している事業所が多く、現行法令に適合できていない箇所がある。 そのため、既存の事業所では特定通路の幅員を現行法令に適合させるためには、既存設備の撤去など大掛かりな設備投資が必要となる。 現状は、この適合できていない特定通路沿いに配管敷設や設備の設置をする場合、将来計画として特定通路の拡張エリアを暫定的に決定し、このエリアを越えて配管敷設や設備設置を計画するよう求められている。 この時、S51年以前の工場立地段階で設置した配管架構が、この将来特定通路の拡張エリアと重なり、新たな配管ルート確保のためには配管の埋設化(カルバート新設)を選定せざるを得ず、大掛かりな設備投資が必要となり、新規の合理化案件、設備投資案件を断念せざるを得ないケースがある。 ・具体的要望内容 将来の大規模改造、施設地区の統合の際に特定通路を拡張し、適法化することを見据えた施工とすることを前提に拡張エリアに一時的な配管敷設を可とすることを要望する。 1)通路は幅6m以上確保されていること 2)消火活動への制約という点において、現状より悪化しないこと 3)拡張エリアへの一時的な配管敷設は、配管を敷設したことに拠って、将来適法化のため工事を行う際に支障が生じることが無いよう、敷設ルート、設置方法等を十分に考慮したものであること	石油化学工業協会	総務省 経済産業省	石油コンビナート等災害防止法第五条、第七條 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第10条、第11条、第12条、第12条の二	対応不可	「提案の具体的内容等」の欄で、「具体的な要望内容」に記載されている内容では、省令第12条の2の要件を満たすことはできないことから、特定通路の緩和は認められません。 なお、「石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の施行について(通知)」(平成17年3月31日消防特第66号、17保安第10号)に記載の特例措置を講じた場合には、対応可能であると考えられます。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
291227003	29年12月27日	30年1月16日	30年2月5日	石炭法の敷地分割に係る道路に関する規制緩和	現状、100万㎡以上の敷地面積を有する特定事業所には一端が公共道路に接続する幅員12mの幹線道路、50万以上100万㎡未満の場合は10mの幹線道路が必要。 ただし、防災活動をとする上で必要な道路は特定道路で確保されており、幹線道路の廃止もしくは取り扱ひ物質、敷地面積当たりの取扱量、若しくは敷地面積における貯蔵施設地区・製造施設地区の割合・面積で規定することを要する。 【理由】特別防災区域に指定された地域で石油等の貯蔵取扱量が多くない第一種事業所の場合、自衛防災組織に設置すべき防災資機材等(緊急車両等)の大きさ・数量は法規定で少なくとも良いが、レイアウト上必要となる特定道路は各施設地区の面積で幅員が規定されている。 加えて研究施設・一般倉庫及び空地等の割合が多い石油等の貯蔵取扱に関係のない部分が多い敷地の中には点在するような事業所であっても、敷地面積で幹線道路の設置が規定されていることは本来の法規定より過剰の規定と考える。 また、これまでは石油コンビナートでは石油精製や石油化学がメインであったが、老朽化によるプラント停止や、機能化学品プラントの増加により単独に敷地面積で防災活動規模を想定することは適切ではない状況にある。 また、企業合併等により敷地面積が増大すると、設備を撤去する際に敷地面積に応じた幹線道路の拡幅が必要となっているがセットバック含め拡幅が困難なケースも多く、投資機会の制約ともなっている。 防災活動を実施する上で道路は特定道路で確保されているため幹線道路廃止もしくは取り扱ひ物質、敷地面積当たりの取扱量で規定することが妥当と考えられる。	石油化学工業協会	経済産業省	石油コンビナート等災害防止法第五条、第七条 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所の施設地区の配置等に関する省令第十二条第四号、「当該事業所の敷地面積が五十万平方メートル以上百万平方メートル未満である場合には、少なくともその一端が直接公共道路(当該事業所の敷地の地形、周囲の状況等からみて公共道路に接続することが困難であり、かつ、保安上特に支障がないと認められる場合は、当該事業所の敷地外の地点、次号において同じ。)に接続する幅員十メートル以上の道路を、当該道路により当該事業所の敷地が二以上のおおむね面積の等しい敷地に分割されるように配置すること。」とされ、第五号で「当該事業所の敷地面積が百万平方メートル以上である場合には、少なくともその一端が直接公共道路に接続する幅員十二メートル以上の道路を、当該道路により当該事業所の敷地が四以上のおおむね面積の等しい敷地に分割されるように配置すること。」とされています。	石油コンビナート等災害防止法第五条、第七条 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第十二条第四号、第五号	対応不可	当該事業所は、大量の石油及び高压ガスを取り扱う第一種事業所であり、敷地面積が、五十万平方メートル以上と広大であることから、大規模災害が発生した場合は、特定事業所の自衛防災組織等のみならず、公設消防、警察、自衛隊、海上保安庁等の公共機関が防災活動に当たります。幹線道路は、防災活動拠点、災害時の避難、交通規制、警戒区域の設定等防災上大きな役割があります。また、現在空地等であっても、将来貯蔵施設等に要することにより危険性が増すことも考えられるため、幹線道路の確保は必要です。	
291227008	29年12月27日	30年1月16日	30年2月5日	危険物変更許可申請に係る手続の迅速化	(1)規制の現状 消防法に基づく危険物変更許可申請を取得する場合、所轄消防署へ(自治体によっては市消防局にも)申請書類を持参し、説明を求められるケースがある。申請するまでに時間もかかる上に、許可書の交付も書面で行われるため、急ぐ場合は受領に向かざるを得ず、許可を取得するまでに余分な時間を要している。 (2)要望理由 変更許可申請を取得出来なければ、工事を着手することが出来ず、設備の稼働率低下につながっている。 また、申請時に許可が下りるまでに要する日数を提示すること、及び許可に時間を要する場合は、行政側が申請者に対しその理由を適時通知することを合わせて要望する。 (3)要望の具体的内容 電子申告システムの構築が理想だが、まずは電子メールによる申請手続き、及び許可取得時の通知の容認を各自治体に対して徹底するよう求める。 また、申請時に許可が下りるまでに要する日数を提示すること、及び許可に時間を要する場合は、行政側が申請者に対しその理由を適時通知することを合わせて要望する。	石油化学工業協会	総務省	法令の規定に基づき、行政機関等に対して行われる申請や行政機関等が行う通知の電子化については、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成14年法律第151号)で定められている。 また、各種申請に対する標準処理期間を公表すること、申請者に対して審査の進行状況や処分時期の見通し等を示すことについては、「行政手続法」(平成5年法律第88号)等で定められています。	消防法第10条、第11条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条、第4条、第8条、第9条 行政手続法第6条、第9条	現行制度下で対応可能	行政機関等に対して行われる申請や行政機関等が行う通知の電子化については、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成14年法律第151号)で促進が図られており、電子化に向けた法令の整備は既に行われています。 また、各種申請に対する標準処理期間を公表すること、申請者に対して審査の進行状況や処分時期の見通し等を示すことについても、「行政手続法」(平成5年法律第88号)等で定められており、これらの法令等に基づき、既に各自治体において運用されています。	
300118001	30年1月18日	30年2月6日	30年3月9日	各種統計調査の調査項目の省庁横断的把握・類似項目の一本化	【提案の具体的内容】 府省庁、日本銀行が実施する統計調査について、 ①調査項目を横断的に把握し、類似項目については、都度データを作成する必要がないように、粒度(必要とされる内訳の細かさ)や範囲(実績値に加え予測値も求められる等)、定義(従業員区分が統計調査ごとに異なる等)を見直すなどして、一本化すること、 ②省庁横断的に統計調査を連携し、一度提出した項目は記入済みにしていただくなど、ワンスオンリーの考え方を徹底すること、 ③開示資料で対応できる項目はプロファイリング活動を実施していただくこと、 ④経済センサスのような基幹統計は調査項目を絞り、ボリュームを抑えることを求めるため。 【提案理由】 府省庁等が実施する統計調査では、類似した項目であっても、粒度、範囲、定義が一貫しない場合には、その都度データを作成する必要があり、作業負担が大きいとすると非効率である。そのため、類似項目の一本化やワンスオンリーの徹底、プロファイリング活動の推進を求めたい。 例えば、費用の金額については、以下4パターンがある。①費用全体、②原価と販管費に分けたもの、③さらに細かな費用に分けたもの、④それ以上に細かい費用に分けたもの(企業側が把握・管理していない場合あり)。開示資料で①、②は対応できると考えられる。 統計改革推進会議「最終取りまとめ」(平成29年5月)で指摘されている、報告者の負担軽減や統計業務・体制の見直し・業務効率化等の観点から踏まえ、取り組みを加速化していただきたい。	(一社)日本経済団体連合会	総務省	①、② 従来から、統計法に基づく統計調査の承認申請手続において、他の統計調査との重複が合理的な範囲を超えていないか、報告者負担の軽減が図れないか等の観点から審査を行っています。また、一度報告された内容の活用による報告者負担の軽減については、統計調査間のデータ移送を行うことにより、重複して報告をいただかないようにするという取組を既に一部の統計調査において実施しており、他の統計調査においても同様の取組ができないか審査の過程で適宜確認しているところです。 さらに、用語の統一については、企業・事業所を対象とする統計調査において一般的に設けられる従業者の区分について、統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン(を平成27年度に取りまとめ、各都道府県において、統計間の比較可能性向上に努めることとしているほか、「公的統計の信頼性に関する基本的な計画」に係る統計委員会答申)においても、地域ブロックの結果表裏に係る標準的な区分についても検討を進めることとされており、それに沿った対応を予定しております。 ③ これまでプロファイリング活動は実施しておらず、現在、実施に向け検討中です。 ④ 従来から、基幹統計調査の調査項目の設定については、統計法に基づく統計調査の承認申請手続や統計委員会への調査計画の諮問における審議等において、報告者負担の軽減の観点から審査を行っています。	①、②、④ 統計法 ①、②、④ 現行制度下で対応可能 ③ 統計法 ④ 対応	①、②、④ 御指摘の点を踏まえ、引き続き、統計法に基づく統計調査の承認申請手続の際に、報告者負担の軽減の観点から、審査を行ってまいります。 また、統計の精度向上や業務効率化、統計の利活用促進、報告者の負担軽減等の取組を総合的に推進する観点から、既存の政府統計全般を対象に、統計棚卸しを平成30年度から3～5年の周期で実施します。 なお、御指摘の経済センサスにつきましては、平成31年から実施予定の基礎調査において、調査業記入は新設事業所などのみに限定し、併せて、企業に関する調査事項を削減する予定です。また、活動調査については、平成33年の次回調査の実施に向け調査内容の見直しなどを進める予定です。 ③ 平成31年度からのプロファイリング活動の実施に向けて、統計業務に関する専門的知識を持つ独立行政法人統計センターにおいて、企業の開示資料なども活用しつつ、調査事項に関する個別質問の受付・回答などの報告のサポートや報告内容のチェックを行うことで、報告者負担の軽減を図るとともに正確な報告データを作成することを目指して、検討を行っております。	△	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項

○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300216002	30年2月16日	30年3月13日	30年3月30日	消防法誘導灯設置基準における行政官による判断の統一	<p>【提案の具体的内容】 行政官による、誘導灯設置基準判断統一の改善を要望する。</p> <p>【提案理由】 過去、行政官によって、誘導灯設置数を減らすことができると判断され設置したにも関わらず、後任の担当官が判断を変更し、追加工事が生じたことがあった。誘導灯などの設置工事には発注者、施工会社が関わり、変更の際には双方に時間やコストがかかる。行政官の判断基準の相違により、度々工事が必要となり事業者によるコストが発生している。追加工事・手続き等のコストを回避すべく、消防法の設置基準に基づき、行政官による判断の統一、判断変更の際には根拠のある説明と指導がなされるべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	消防法の設置基準は、消防法施行令第26条、消防法施行規則第28条の2及び第28条の3に規定されており、誘導灯を設置する場所及び設置することを要しない部分について詳細に記載しています。また、消防本部が個別に特例として誘導灯の設置を免除する際の判断基準の参考となる考え方を、消防庁から通知により示しています。	消防法施行令第26条、消防法施行規則第28条の2及び第28条の3	現行制度下で対応可能	誘導灯の設置基準については、既に消防法令の規定や各種通知の発出等によって消防本部における指導基準の統一を図っており、現行制度下で対応可能と考えます。	
300216003	30年2月16日	30年3月13日	30年3月30日	非常電源としての外部給電に関わる規制緩和	<p>【提案の具体的内容】 現在消防法では、床面積1,000㎡を超える劇場、飲食店、百貨店、病院等については「非常電源」としての外部からの給電が認められていない。外部からの安定的な電源供給が可能な場合は、外部からの非常用電源を受電する設備の設置をもって「非常電源」を設置したとみなすべきである。</p> <p>【提案理由】 近年の耐震技術の向上等により、地下洞道などによる電源供給についても、敷地内に自家発電機等を設置するのと同程度かそれ以上の電力安定確保が可能になるケースが次第に多くなると思われる。外部からの安定的な電源供給が可能なケースにおいては、外部からの非常用電源を受電する設備の設置をもって「非常電源」を設置したと認めらるべきである。外部からの安定的な電源供給により、むしろ自家発電よりも安定的な「非常電源」の確保が可能になり、災害時の被害抑制につながるものと考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	消防法第17条では、建物の用途や規模等に応じて、消防用設備等を技術上の基準に従って設置することが義務付けられています。当該基準において、火災時に常用電源が停止した場合においても消防用設備等が正常に稼働するように、消防用設備等に非常電源を附置することが定められています。消防用設備等に附置する非常電源のうち、延べ面積1,000㎡以上の劇場、飲食店、百貨店、病院等の特定防火対象物においては、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備のいずれかの設置が必要となります。	消防法第17条、消防法施行令第11条、消防法施行規則第12条	対応不可	外部からの安定的な電源供給とは具体的などのようなものか明らかではありませんが、外部からの非常用電源を受電する設備により電源を供給することになると、地震等の災害が発生した場合も、電源供給を受ける建物以外の設備や配線等のいずれかに不具合が生じると電力が供給されなくなりリスクが高まると考えられることから、非常電源を設置したとみなすことは適当でないと考えます。	△
300217001	30年2月17日	30年3月13日	30年3月30日	公務員の行政書士登録について	<p>行政書士試験が難化し、その実務も高度化するなかにおいて、特に民事に関する法律知識を任官にあたる試験において要さない公務員(警察職員、消防員等)及び実質的決裁権限を有さない公務員(警察であれば、警部補以下、都道府県市町村においては係長以下)については、行政事務を担当した期間がこれを通算して20年以上(高卒者は17年以上)であっても、登録を認めないようにされた。また、定年が55歳から60歳へ引き上げられ、今後65歳へとさらに引き上げられること、中学卒業者の公務員任用をほぼ行っていないことを踏まえれば、大卒者通算30年以上とすべきである。</p> <p>また、行政書士試験が行政手続及び民事法務に関する事務処理能力を試す試験であれば、一般企業における法務担当者、許認可手続担当者も一定期間以上の経験期間があれば無試験でこれを付与すべきである。</p>	個人	総務省	行政書士となる資格を有するのは、次のいずれかに該当する者です(行政書士法第2条)。 ①行政書士試験に合格した者 ②弁護士となる資格を有する者 ③弁護士となる資格を有する者 ④公認会計士となる資格を有する者 ⑤税理士となる資格を有する者 ⑥国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員として行政事務に担当する事務を担当した期間が通算して20年以上(学校教育法による高等学校を卒業した者等)については17年以上)になる者 行政書士試験は、総務大臣が定めるところにより、行政書士の業務に關し必要な知識及び能力について、毎年1回以上行うこととしています(同法第3条第1項)。	行政書士法第2条、第3条	対応不可	行政書士の資格を有する者を行政書士法第2条各号に定める者に限った趣旨は、行政書士の業務が官公署に提出する書類の作成等を行うことであることにかんがみ、これを適正に行い得ると認められる者に限り、行政書士の資格を付与することとしたものです。このうち、行政書士法第2条第6号に定める公務員等として一定の経歴を有する者については、官公署等において行政事務等を長期間にわたって担当してきた経験が有しており、一般に官公署に提出する書類の作成等について相当の知識を有するものであると考えられるため、行政書士資格を認めています。なお、同号中「行政事務」とは、文書の立案審査、あるいはこれに関連する事務等であって、ある程度本人の責任において処理するような事務と解されています。したがって、一定の経歴を有する者については、その者が従事した業務が行政事務に当たるものか否かを個別具体的に判断する必要があり、御提案いただいたような民事に関する法律知識を任官にあたる試験において要さない公務員及び実質的決裁権限を有さない公務員に対して一律に行政書士資格を認めないことは適当ではありません。また、行政書士法の改正はその多くが議員提案により行われており、行政事務の経験年数についても、行政書士の資質の一層の向上を図るため、議員立法による数々の改正が行われた結果、現在の年数まで引き上げられています。このため、さらなる経験年数の引き上げに当たっては、登録事務を担う日本行政書士連合会をはじめ関係者の間でまずは議論いただく必要があると考えます。最後に、一般企業における法務担当者、許認可手続担当者については、同法第2条の趣旨からすれば、その行う業務につき一定の知識及び能力を有することを担保するものがなく、行政書士の業務を適正に行い得るとは認められないことから、こうした者に対して無試験で資格を付与すべきといった御提案には対応できません。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に審査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300220018	30年2月20日	30年3月13日	30年3月30日	移動タンク貯蔵所における自動ロック機能付給油ノズルの使用の容認	<p>【提案の具体的内容】 移動タンク貯蔵所からの給油の際に使用するノズルについて、以下「必要理由」に記述の一定の条件を満たせば、自動ロック機能付きの給油ノズル(手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたもの)の使用を認めるべきである。</p> <p>【提案理由】 a.規制の現状 移動タンク貯蔵所からの給油で使用されるノズルは、手動開閉によるものしか認められていない。 b.要望理由 移動タンク貯蔵所から大型重機1台への給油には10～20分程度かかり、この間ずっとレバーを握り続けることは体力的に厳しい。また、以下の条件を満たせば、自動ロック機能付きのノズルを装備しても、安全上問題がないと見られる。 ・ロック機能が働かず、給油が自動で止まらない等の場合は、すぐに給油を停止できるように、作業員がノズルの近く立つ。 ・自動ロック機能の故障による漏油を防止するため、定期点検を行う。 ・セルフ給油所のように、一度手を離すと帯電する可能性がある等の静電電の問題がある場合は、レバーをはずすと添える。 ・一定規模以上の重機等に給油する、タンク容量が4キロリットル以上の移動タンク貯蔵所に限定する。 ・給油先のタンクの構造上、自動ロック機能が正常に作動するものに限定する。なお、上記条件を担保するために、給油中の作業員の適切な居場所や、手を添え続けること、および従業員への定期的な教育とその記録を残すことなどを明記した指針の作成も併せて要望する。 c.要望が実現した場合の具体的効果 作業者の負担軽減、それに伴う労働環境の改善。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	危険物の規制に関する政令第27条第6項第4号イでは、移動貯蔵タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに液体の危険物を注入するときは、当該タンクの注入口に移動貯蔵タンクの注入ホースを緊結することが求められています。ただし、指定数量未満の量の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに、引火点が40℃以上の第4類の危険物を注入する場合において、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル(手動開閉装置を開放状態に固定する装置を備えたものを除く。)を用いるときには、緊結せずに注入することができることとされています。	危険物の規制に関する政令第27条第6項危険物の規制に関する規則第40条の5	対応不可	<p>手動開閉装置を開放状態に固定できないノズルで注入を行う場合には、レバーを放すことで注入が止まる機構のため、仮に注入中に異常が生じたとしても、すぐにレバーを放すことにより、被害を最小限に抑えることが可能です。</p> <p>一方、手動開閉装置を開放状態で固定できるノズルで注入を行う場合には、作業員がその場を離れて他の作業を行う等、十分な監視が行われないことが想定され、万一、満量停止装置が作動しなかったときなどは、危険物が流出することが懸念されます。</p> <p>以上のことから、移動タンク貯蔵所において、手動開閉装置を開放状態で固定できるノズルの使用を認めることはできません。</p>	△
300220020	30年2月20日	30年3月13日	30年3月30日	リチウムイオン蓄電池のキュービクルごとの危険判定と遠隔監視の容認	<p>【提案の具体的内容】 リチウムイオン蓄電池が「貯蔵」または「取扱」いされる敷地内の電解液量の総量については、キュービクルごとの電解液量で独立して危険物施設適用の判定を行うこととし、敷地内の電解液量の総量が指定数量以上となる場合であっても、各キュービクル内の電解液量を合算しないこととすべきである。また、リチウムイオン蓄電池に対する充放電の際の遠隔での立会い・監視を認めるべきである。</p> <p>【提案理由】 a.規制の現状 現行法では、リチウムイオン蓄電池に使用される電解液は、第4類第2石油類として危険物と位置づけられ、組電池として複数の電池を設置する際、敷地内における電解液総量・非常用発電機燃料総量の合計が200Lを超える場合には「少量危険物取扱所」、1000Lを超える場合には「一般取扱所」の基準を満たす必要があることとされている。特に、一般取扱所となる場合は、壁、柱、床、梁等を耐火構造とする追加対策が必要であり、また、指定数量を超える充放電の際に、リチウムイオン蓄電池が設置されている場所での危険物取扱者の立会い・監視が必要となる。 b.要望理由 リチウムイオン蓄電池のうち、外装に不燃性の金属製素材を採用する電槽内に電解液が密閉して入れられているものであれば、石油類を燃料としてタンク等で保管する場合と異なり、延焼拡大の可能性は低い。2012年に制定されたJIS C8715-2(産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム-第二部分:安全性要求事項)を満たすものであれば、内部の発火対策も講じられている。さらに、例えば東京都火災予防条例第13条第2項関係に規定されている専用金属箱(キュービクル)に収納すれば、外部からの延焼が防げ、高い安全性が確保できることから、合算することとは不要と考える。なお、2018年12月27日に消防庁が発出した「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱」に係る運用について(第303号(1423年12月27日))では、貯蔵のみを行う施設において、電解液量の総量が指定数量未満のリチウムイオン蓄電池をキュービクルに収納して貯蔵する場合、キュービクルごとの電解液量を合算しないことを認めている。一方で、充放電して使用するような施設においては合算する必要があるとしている。貯蔵の場合も充放電して使用される場合も、電解槽やキュービクルの構造に差はなく、発火対策や延焼対策はどちらも講じられていることから、安全性も考慮しない。 c.要望が実現した場合の具体的効果 太陽光や風力発電など、出力変動の大きい再生可能エネルギーの出力調整を目的として、従来の鉛電池よりもエネルギー密度が高く、容量の大きいリチウムイオン蓄電池の使用が拡大しつつある。こうした状況下、要望が実現すれば、必要以上な安全対策を講じることなく、安全性が確認されたリチウムイオン蓄電池を活用することが可能となる。これにより、再生可能エネルギーの導入拡大や蓄電池を活用した産業の振興が期待できるとともに、停電時に長時間かつ大容量の電力が供給できることで、非常時でも企業の円滑な事業継続が可能になる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	<p>消防法(昭和23年法律第188号)第10条では、指定数量以上の危険物を、貯蔵所以外の場所で貯蔵すること、製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所で取り扱うことを禁止されており、各危険物施設では、その区分に応じた技術基準に従わなければならないこととされています。</p> <p>また、消防法第13条第3項において、危険物施設では、危険物取扱者が立ち会わなければならない、危険物を取り扱ってはならないことが規定されています。</p> <p>リチウムイオン蓄電池設備を用いて充放電する際には、リチウムイオン蓄電池の電解液に電気を流すため、当該蓄電池設備で危険物(電解液)を取り扱うことになり、その危険物量が指定数量以上の場合は一般取扱所として規制されます。</p> <p>一方、リチウムイオン蓄電池の貯蔵については、「リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱」に係る運用について(平成23年12月27日付け消防第303号)において、電解液量の総量が指定数量未満のリチウムイオン蓄電池の出入口(厚さ1.6mm以上の鋼板又はこれと同等以上の性能を有する材料で造られたものに限る。)以外の開口部を有しない厚さ1.6mm以上の鋼板又はこれと同等以上の性能を有する材料で造られた箱に収納する場合にあつては、当該箱ごとの指定数量の倍数を合算せず、それぞれを指定数量未満の危険物を貯蔵する場所として扱えることが示されています。</p>	消防法第10条、第13条第3項危険物の規制に関する政令第19条第2項、第31条第3項	対応不可	<p>リチウムイオン蓄電池の貯蔵については、御提案のキュービクルが左記通知で示した箱の要件を満たしている場合は、通知に示すとおり運用できます。</p> <p>また、過去の検証実験では、リチウムイオン蓄電池が火災にさらされた場合の危険性について、貯蔵時よりも充放電時のものが燃焼時の最大火花が大きくなるなどの結果が得られていることから、リチウムイオン蓄電池設備を用いて充放電する施設については、貯蔵の場合と比較して火災危険性が高いため、貯蔵時と同様の運用を認めることはできません。</p> <p>リチウムイオン蓄電池に対する充放電の際の遠隔での立会い・監視については、「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」(平成11年6月2日付け消防第53号)において、一定の要件(ナトリウム・硫黄電池(NAS電池)が火災にさらされた場合でも、危険物が外部へ漏れしないこと等)に適合するナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所では、ナトリウム・硫黄電池の監視、制御等は、当該施設のある場所と異なる場所において行って差しつかえないことが示されています。</p> <p>一方、リチウムイオン蓄電池は、火災にさらした場合、着火する等の特性があることから、ナトリウム・硫黄電池と同等の安全性が確保されているとはいえません。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300220024	30年2月20日	30年3月13日	30年3月30日	研究開発業務における技術基準適合証明未取得機器の利用	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発業務において活用を検討する新規技術を搭載した通信機器・通信モジュールに関して、技術基準適合証明を取得しなくても海外より輸入および研究開発への利用を許容すべきである。 特に、訪日観光客等に対して、入国の日から90日に限って利用可能とされているWi-Fi端末及びBluetooth端末(日本の「技術基準適合マーク」が付されていないが、日本の技術基準に相当する技術基準(国際標準)に適合するもの)については、早期に研究開発での利用が可能となるよう制度整備を図るべきである。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電波法および電気通信事業法により技術基準適合証明を取得しないまま電波を発生する通信機器・通信モジュールを利用することができない。利用するためには認証局より認定を受け登録が実施されるのを待つ必要がある。 平成28年5月21日より、訪日観光客等が日本国内に持ち込むWi-Fi端末及びBluetooth端末(日本の「技術基準適合マーク」が付されていないが、日本の技術基準に相当する技術基準(国際標準)に適合するもの)については、入国から90日以内に限って日本国内での使用を認めるよう制度改正が行われた。このため、対象の機器が日本国内で使用される可能性があるにもかかわらず、日本国内の事業者は当該機器を用いた試験・研究が行えない状態が生じている。 規制改革ホットライン(受付番号281107015)の「所管省庁の検討結果」で、本件要望に対して <ul style="list-style-type: none"> ①個別に実験試験局(既存制度)の免許を取得 ②電波障害等の試験設備の内部で使用するのいずれかにより対応可能であることを理由に「現行制度下で対応可能」と回答されている。 しかし、次の理由により、上記①②はいずれも有望を満したものとはいえない。 <ul style="list-style-type: none"> ①:実験試験局免許の申請には、メーカーが公表していない技術情報(送受信機(トランスミッタ)、受信機及び空中線系の各種情報、これらの構成を示す接続系統が記載された図)の記載・添付が求められており、海外メーカー自身またはその提携者のいずれでもない日本企業には入手が不可能であるため、申請自体が行えず、実施も不可能である。 ②:電波暗室内だけの試験では、社会実装を目指した屋外試験等が行えないため、代替手段として全く不十分である。 <p>【規制の弊害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発の業務においては最先端の技術やそれを含んだ機器を扱うことがあるが、技適が取得されていない海外製の機器は国内に持ち込むことができず、技適が取得されるまで調査を行うことが出来ない。結果、最先端の機器を自由に扱える海外と比べ、研究開発やサービス展開のスピードを遅くすることとなるため。 中でも、訪日観光客等による日本国内での使用が認められている機器については、当該機器の接続先となる日本国内のサービスとの間で動作確認・影響検証等を行うことができず、国内事業者のみならず機器使用者である訪日観光客等にも不利益(接続障害、機器の故障等)を及ぼすおそれがあるため。 <p>【規制改革の許容性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪日観光客等による当該機器の日本国内での使用については「訪日観光客等が我が国に滞在する期間、これ九十日以内でございますが、に限りまして利用することを可能とするもの」とご説明して、この改正によりまして電波利用環境への影響を与えかねないおそれがあること、ご説明しております(2015年5月14日参議院総務委員会 政府参考人(吉良裕臣・総合通信基盤局長)答弁)とされている。年間2000万人を超え、さらなる増加が見込まれている訪日外国人が利用しても電波環境に悪影響を与えるおそれがないと政府側が明言している機器を、それよりはるかに小規模な研究開発目的で国内事業者が使用したとしても、電波環境への悪影響が生じるといえる合理的な理由は無い。 <p>【規制改革のメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外で開発された電波を発生する通信機器であってもすぐに研究開発に利用することができ、海外に遅れることなく研究開発を行うことが出来る。 訪日観光客等が使用する機器の接続環境の向上、当該機器を活用した新たなサービスの提供等が可能となることにより、訪日外国人の満足度向上に寄与することが期待される。 	(一社)日本経済団体連合会	総務省	電波法第4条第2項で定める「本邦に入国する者が自ら持ち込む無線設備」とは、具体的に観光旅行者の持ち込みWi-Fi端末等をその旅行期間中に限り利用可能とするための制度であり、本提案のような新サービスの導入のための制度とはなっておりません。	電波法第4条、第58条、電波法施行規則第4条、第7条	検討に着手	本提案事項につきましては、平成28年12回規制改革ホットラインの検討要請項目としても(一社)日本経済団体連合会より提案されており、また、規制改革推進会議第13回投資WG(1月31日)においても取り上げられました。このような状況を踏まえ、総務省の「電波有効利用成長戦略懇談会」において日本国内の技術基準に相当する国際標準に準拠したWi-Fi等の無線設備を対象に、試験・研究等の目的に限り、技適を取得せずとも海外から持ち込み利用可能とすること等について、何らかの方策を検討するよう方向で議論されています。本懇談会は、本件を含めて、本年の夏を目途に取りまとめを行う予定です。	◎
300220025	30年2月20日	30年3月13日	30年3月30日	高周波利用設備における型式指定の申請対象拡大	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>半導体製造装置などの各種設備も型式指定の対象とし、申請手続きを合理化すべき。</p> <p>【提案理由】</p> <p>a)規制の現状</p> <p>高周波利用設備を設置する際は事前に総務大臣の許可を受けなければならないが、無線通信等への影響が少ないと判断される設備(一定の要件を満たしている設備)を総務大臣の型式指定を受けた設備(個別の許可が不要となっている。型式指定については、各種設備に分類される一部の設備のみ(超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電線放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置)が申請の対象となっており、その他の設備は無線通信等への影響が少ないものであっても個別申請しなければならない。(半導体製造装置・半導体薄膜作成装置・半導体マスキング装置は型式指定の申請対象外)</p> <p>b)要望理由</p> <p>総務省により無線通信等への影響が少ないと判断される設備について、半導体製造装置などその他の各種設備も型式指定の申請対象とすべき。</p> <p>c)要望が実現した場合の効果</p> <p>行政手続きコストの削減。 設備の迅速な導入による事業規模拡大及び、定期的な棚卸し作業の軽減による業務効率化。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	高周波利用設備は、本来、電波の放射を目的とするものではありませんが、漏洩する電波が無線局に妨害を与える可能性があることから、一部の設備を除きその設置には、総務大臣の許可が必要となっています。ただし、高周波利用設備のうち、その普及が急速に高まっている等の状況下にある設備については、別に技術基準等を定め、型式指定の対象とすることで、個別設置許可を不要とすることができます。	電波法第100条、電波法施行規則第45条、第46条、第46条の2	その他	半導体製造装置など特定の設備に関する型式指定については、設備の普及の見直し等を踏まえつつ、漏洩電波が無線局に妨害を与えないための技術基準等を検討する必要がありますので、対象設備の概要、普及の見直し等の具体的な要望内容について、総務省にご相談ください。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目		
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要			
300220026	30年2月20日	30年3月13日	30年3月30日	95-100GHz帯電波の非破壊検査用イメージング装置向け規制緩和	<p>【提案の具体的内容】 95-100GHz帯における非破壊検査イメージング装置への割り当て、実際の使用形態に即した電界強度計測方法の確立、装置を使用する場合の規制緩和等を要望したい。</p> <p>【提案理由】 Society 5.0の実現に向けた戦略分野に「快適なインフラ・まちづくり」があり、IoTを活用したインフラ整備・維持管理の生産性向上が望まれている。インフラの劣化診断の効率化はインフラの老朽化に伴って深刻な社会問題となっている。特に建築系の、外壁タイルのはがれ、モルタルのはがれ、壁面内の漏水、塗装の下の錆の検査は、目視や打診、破壊検査等非効率な手法が取られている。これらの劣化を非破壊検査でイメージングし、効率的に診断が行える装置は建築物材の特性を考慮すると、ミリ波、テラヘルツ波を用いるイメージング装置が適しており、特に、その透過性、解像度の観点から100GHz近辺の周波数を有する電磁波を使用するのが向いている。</p> <p>しかし、イメージング装置の研究開発や装置の実現には、実際にフィールド(屋外)で試験することで技術成立性やニーズへの適合性を確認する必要がある。現在この周波数帯(95-100GHz)は電波法では無線航行、無線標定、電波天文が割り当てられている。現在実用化を検討している非破壊検査用イメージング装置は無線局としての目的に割り当てられていない。そのため、実証検証を行うにも複雑な申請手続きがあり簡単には実行できない。電波法における電界強度の測定方法も、イメージング装置の仕様形状から逸脱したものしか設定されていない。また、装置が製品化したとしても、現行法では実際に装置を操作する作業者にも電波従事者免許が必要になるため、広く普及するための障害になりかねない。</p> <p>以上より、95-100GHz帯における非破壊検査イメージング装置への割り当て、実際の使用形態に即した電界強度計測方法の確立、装置を使用する場合の規制緩和等を要望したい。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	<p>周波数割当て計画において95-100GHz帯は、 ・固定業務及び移動業務(電伝通信専用、公共業務用、一般業務用) ・無線航行業務、無線航行衛星業務及び無線標定業務(公共業務用、一般業務用) ・電波天文 に分配されています。</p> <p>また、当該周波数帯には、電波天文業務を有害な混信から保護するための実行可能な全ての措置を執らなければならないという条件が付されています。</p>	電波法、電波法施行規則、電波法設備規則	現行制度下で対応可能	従来にない新しい装置の実用化には、その必要な出力を踏まえた他の無線局等への混信排除、周辺にいる方の人体への安全性、運用形態等を検討していく必要があるため、対象設備の概要を含めた具体的な要望内容について、総務省へご相談ください。			
300220029	30年2月20日	30年3月13日	30年10月30日	民間事業者による行政情報の有効な利活用を推進するなど官民が保有する情報の連携するための基盤の構築	<p>【提案の具体的内容】 行政が保有する顧客の住所等の情報について、本人の事前同意を前提に民間事業者による有効な利活用を推進するなど、官民の情報連携基盤を構築したい。</p> <p>【提案理由】 現在、官民が保有する情報の連携基盤がないため、情報の有効活用が図られておらず、国民・行政機関・民間事業者に多大なコスト・時間・労力が発生している。 ・番号法では、激甚災害時に生命保険会社が個人番号を利用できるとされているが、自社内で顧客検索のキーとして用いることのみであり、行政機関の保有する安否情報や避難先等の確認への利用はできない。 ・東日本震災に限らず、生命保険会社は被災地の戸別訪問等により安否確認を請求時に努めたが、災害時に生命保険会社からの照会に対して行政機関が被災した被災者等に関する安否情報や避難先等の情報を提供できることが明確になれば、被災者に対するより迅速・確実な保障の提供が可能となる。 ・また、現行の番号法では利用範囲が社会保険等に限定されているが、公的社会保険を補完する生命保険事業の公共性に鑑み、本人の事前同意を前提として、生命保険会社が平時においても行政機関保有情報を利用できれば、より迅速・確実な保険金支払等に繋がる。さらに、番号制度を通じ、引越しや死亡等のライフイベントに対応したワンストップサービスとして、例えば、終身年金・死亡保険金の支払や住所変更の手続きをより迅速かつ確実に実施できれば、特に高齢者に対する確実な契約管理、支払管理態勢の構築が可能となる。 ・なお、公的個人認証サービスを活用する場合、生死情報や住所情報に係る異動の端緒は把握できるもの、変更内容に係る行政機関への別途の照会や、顧客によるマイナンバーカードの定期的な更新等を要する点で留意が必要である。 ・一般消費者の意識調査(2016年11月生命保険協会実施)では、生命保険における番号制度の利活用の実現を望む声が割を超えており、本要望の実現により、国民の期待に応えられる。 ・また、現行の番号制度は、個人番号の利用について本人の自己決定を認めていないが、『官民データ活用推進基本計画』(2017年5月閣議決定)においても、個人の関与の下での多様な主体による官民データの利活用ルールを整備等を実施することとされており、本人の事前同意を前提として番号制度の利活用範囲を拡大することは、政府の方針にも通うものと考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣府 総務省	<p>住所は住民基本台帳法において、住民票の記載事項とされています。 住民基本台帳に記録されている住所情報を含めた個人情報入手するためには、住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求又は住民票の写しの交付請求により行うこととされており、また、個人情報保護法の観点から、一定の要件を満たさない限り、入手することはできないこととされています。</p> <p>具体的には、①請求者本人または同一世帯員は、自身の住民票の写しの交付請求が可能であること、②一方、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要であると認められる場合に限り、閲覧または住民票の写しの交付を請求することが可能であること、③また、それ以外の第三者は、公益性の高い活動を行うために必要であると市町村長が認める場合に閲覧を請求することが可能であり、また、自己の権利の行使又は義務の履行のため、国又は地方公共団体に提出するため等、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合に限り、住民票の写し等の交付を申し込めることが可能であると、とされています。</p> <p>なお、番号法に基づく個人番号の利用範囲と、住民基本台帳法による住所等の情報の入手は、直接関係するものではありません。</p>	住民基本台帳法第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第12条の3行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、附則第6条第1項、第3項、第4項	対応不可、検討に着手	住民基本台帳から住所等の情報入手するためには、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付によるべきであり、ご要望のように、行政機関が保有する住所等の情報を民間でも活用可能とするデータの基盤構築については、認められません。	一方で、死亡手続等の簡素化に向け、行政手続に加え民間手続も含めたワンストップサービスの在り方について、今回ご提案いただいた民間事業者の視点もあわせて、検討中です。		
300220032	30年2月20日	30年3月13日	30年7月23日	行政機関から生命保険会社への照会手続の簡素化	<p>【提案の具体的内容】 行政機関から生命保険会社に対する保険契約の有無・内容に係る照会手続を統一化、電子化すべきである。</p> <p>【提案理由】 行政機関は、財産調査等を目的として、生命保険会社に保険契約の有無や契約内容を照会している。現状、照会手続は多種多様な様式の文書の送付により実施されるため、生命保険会社は目視確認をしながら手作業で各寄せ等の事務処理を行わなければならない。大きな負担となっている。 そこで、照会文書の様式を統一するとともに、手続の電子化を可能とすべきである。 昨年度も同様の要望を提出し、財務省・国税庁関係の照会については統一様式の移行が完了しているが、厚生労働省と総務省関係の照会については統一様式の移行は低額なため、移行完了に向けた両省のさらなる取り組みを求めたい。 なお、2016年12月に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」には、「行政手続のオンライン利用の原則化(第10条)」「官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備(第15条)」が規定されている。加えて、本年1月16日に「eガバメント関係会議」が決定した「デジタル・ガバメント実行計画」には、「金融機関×行政機関の情報連携(預貯金等の照会)」が盛り込まれた。これらを踏まえ、行政機関からの照会手続の電子化が必要である。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房(IT総合戦略室) 総務省 厚生労働省	<p>【総務省】 地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会とは、書面等で行われています。</p> <p>【厚生労働省】 ○照会様式の統一化の周知・徹底について 照会文書の様式の統一については、平成27年度から様式を統一化しております。引き続き、福祉事務所と生命保険会社における取扱いの現状を踏まえ、周知・徹底を行ってきたいと考えています。</p>	【総務省】 地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第60条第9項他(国税徴収法第14条)	【総務省】 検討を予定 【厚生労働省】 検討を予定	【内閣官房・総務省】 行政機関から金融機関に対して行われる取引の有無や取引状況に係る照会(預貯金等の照会など)については、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント関係会議決定)に基づき、効率化に向けた検討を行います。 具体的には、内閣官房は、2018年夏を目途に、一部の金融機関(銀行等)及び行政機関(地方公共団体)において、情報システムを用いた預貯金等の照会の効率化に係る実証実験が開始されるよう、関係機関との調整を行います。また、内閣官房は、この実証実験において洗い出される課題を踏まえて、関係府省(総務省、財務省、厚生労働省)や地方公共団体と協議し、2019年度前半を目途に、その後の方向性をとりまとめます。	【総務省】 地方税に係る照会文書の様式統一については、地方団体に対し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請しています。	【厚生労働省】 毎年3月初旬頃に開催される地方自治体の生活保護担当者を集めて行う全国会議で周知を行ったところ。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- ：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300220047	30年2月20日	30年3月13日	30年3月30日	貨物市場における公平・公正な競争の実現	<p>【提案の具体的内容】 信書の定義を見直しううえで、信書の送達と非信書の送達、さらには、郵便物の運送と貨物の運送を明確に分離し、貨物市場における公平・公正な競争環境を整備すべきである。</p> <p>【提案理由】 民間事業者による信書の送達に関する法律が施行されて10年以上が経過するが、一般信書便事業への厳格な参入条件により、民間事業者の参入実績は、一般信書便事業は事実上、日本郵便の独占事業といえる。</p> <p>また、総務省においては、郵便法に基づき信書の定義に関する解釈指針を定めているものの、信書の定義はいまいちな内容基準にとどまっており、利用者は気付かないうちに郵便法違反の罰則を受ける危険にさらされている。</p> <p>このため、利用者は自らの送付物が信書に該当するか否か迷う程度、総務省に確認しなければならない。これは総務省の解釈次第で利用できる輸送手段が限定される危険性をはらむばかりか、罰則を受ける恐れのない日本郵便のサービスの利用を促す結果を招いている。事実、日本郵便においては、「レターパック」や「スマートレター」を、非信書だけでなく(信書も送れるサービス)と謳っており、利用者が郵便法違反の罰則を受ける危険がないサービスとして推奨販売している。</p> <p>さらに日本郵便は、郵便差出箱(郵便ボックス)から荷物を送れるサービスとして「ゆうパック」や「ゆうメール」を提供している。これは、ユーザー以外サービスである郵便事業を維持するための資産である郵便差出箱を、郵便物以外の貨物運送サービスの拡大に利用するものにほかならない。信書の送達や郵便差出箱の使用の独占を利用したこのような貨物市場への侵食は、貨物市場における民間とのイコールフットリングを阻害して民間の経営努力を妨げるばかりか、日本郵便における郵便事業と貨物運送事業の会計区分の不透明さを生じさせる一因となっている。</p> <p>そこで、まずは信書の概念が曖昧であることによるイコールフットリングの阻害を解決するため、信書の定義を内容基準(文字の文面)から、国民の誰もが容易に判断できる外形基準に改めるとともに、信書送達に関する罰則規定は信書を送した貨物事業者に限定し、国民に対する不便さと危険性を解消すべきである。そのうえで、「信書も送れるサービス」としての推奨販売をやめると、信書の送達と非信書の送達を明確に区別すべきである。さらには、郵便差出箱の貨物運送サービスへの利用中止など、郵便物の運送と貨物の運送を明確に分離すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	総務省	<p>我が国では、信書の送達については、郵便法において、日本郵便株式会社によるユニバーサルサービスとしての実施を義務付けているとともに、民間事業者による信書の送達に関する法律において、その他の民間事業者も総務大臣の許可を受けて全面的に参入することが可能となっており、日本郵便株式会社による独占範囲はありません。総務大臣の許可を受けずに他人の信書の送達を業とした者や当該者に信書の送達を委託した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処することとされています。</p> <p>「信書」は、郵便法第4条第2項において「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」と明確に定義されています。これを踏まえて、総務省において、ガイドライン(「信書に該当する文書に関する指針」(平成15年総務省告示第270号))等を作成して制度の周知を行うとともに、個別の照会に対しては「丁寧に回答するなど、制度の適正かつ円滑な運用に努めているところです。</p> <p>レターパック、スマートレターは、それぞれ、第一種郵便物として位置づけられるものであり、第一種郵便物は、信書以外の物も含むこととされています。</p> <p>郵便差出箱については、郵便業務以外のサービスに利用することは法令で禁止されているものではなく、現在の貨物運送に相当するサービスについては、民営化前からも、郵便差出箱が利用されているところです。これと同様に、一般信書便事業者が設置する信書便差出箱についても、信書郵便物の引受け以外の利用が法令で禁止されているものではありません。また、日本郵便株式会社では、関係法令に基づき、郵便業務等の業務区分別収支を公表することとされています。</p>	郵便法第4条及び第76条 民間事業者による法律第3条、第9条及び第29条 日本郵便株式会社法第14条、日本郵便株式会社法施行規則第1条	対応不可	<p>信書の取扱いに関する規制については、平成25年3月から6月にかけて規制改革会議で議論が行われ、信書の送達のユニバーサルサービスを確保した上で、一般信書便事業の参入要件の明確化や特定信書便事業の業務範囲の在り方等、郵便・信書便市場における競争促進や更なる活性化の方策について、平成25年度に「総務省で検討を行い、結論を得るとの答申がなされた」ところです。</p> <p>この答申を受けて平成25年6月14日に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、総務省では、平成25年10月に情報通信審議会に郵便・信書便市場の活性化方策の在り方について諮問し、平成26年3月に情報通信審議会から答申を受けました。当該答申において、「サイズ等の「外形基準」のみをもって、憲法で保障された通信の秘密を確保すべき対象と国民の基本的通信手段として確保すべき対象を合理的に区別することは困難であり、「外形基準」によって「郵便法」(「信書便法」)の規制対象を画することは適当ではない、「無許可事業者による信書の送達を委託する送り主の行為を禁止し、違反した場合に罰則を科すことは、制度の実効性を担保する上で必要」とされたところ</p> <p>レターパック、スマートレターについては、利用者の利便性の観点から、他の郵便物と同様に、信書も信書以外の物も送達することができるサービスとして提供されており、「信書も送れるサービス」としての推奨販売をやめると、信書の送達と非信書の送達を明確に区別すべきである」とのご指摘について、その対応は必要ないと考えております。</p> <p>また、日本郵便株式会社では、関係法令に基づき、郵便業務の費用と郵便業務以外のサービスの費用については、郵便差出箱の利用に係るものを含めて、区分して公表しており(※)、これは公平公正な競争の確保に資するものと考えております。このことから、「郵便差出箱の貨物運送サービスの利用を禁止など、郵便物の運送と貨物の運送を明確に分離すべきである」とのご指摘について、その対応は必要ないと考えております。</p> <p>※具体的な日本郵便株式会社法施行規則第16条第2項及び別表では、例えば各費用に係る体積比、取扱い件数比等の基準によって、第一号(郵便業務等)、第四号(その他(貨物等))に区分。</p>	
300315001	30年3月15日	30年4月17日	30年7月23日	営業許可に係る消防法のワンストップについて	<p>ホテル業を営む場合、許可に際して消防署の検査を受け、消防法の適合通知書を取得する必要がある。</p> <p>たとえば、マンションを改装してホテル業とする場合、建物の用途変更(マンションからホテル)の書類を作成し、建築主事による建築確認を受けてから、改装工事をすることになる。</p> <p>ただし、ここでは建築基準法上のホテル業の要件に該当するかの審査であって、消防法上のホテル業の要件については検討されない。</p> <p>そのため、建築主事とは別途、消防署と協議して、消防法に基づくホテル業の要件を満たした工事を行う必要がある。</p> <p>ところが、ホテル業の許可は旅館業法に基づくため、保健所が許可申請の窓口となっており、旅館業法上のホテル業の要件が満たれていなければ、ホテル業の許可はおりない。</p> <p>民間企業は、この3つの役割の全ての基準に適合したホテルを作らなければ、営業できないのである。</p> <p>そこで、ホテル業のための工事の協議や検査については、窓口を建築主事に一本化するべきである。</p>	個人	総務省 厚生労働省 国土交通省	<p>【総務省、厚生労働省】 <左記1関係> ・建築基準法第6条、第87条 ・消防法第7条<左記2関係> ・旅館業法第3条 ・旅館、ホテルに係る防火安全について(昭和56年1月24日付け消防第21号) ・防火対象物に係る表示制度の実施に伴う旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における「承事事項」の適用について(平成26年3月7日付け消防第00号)</p> <p>【国土交通省】 ・建築物を建築しようとする場合、工事着手前に当該建築計画が適法であることについて、建築主事は指定確認検査機関による確認(建築確認)を受けなければならない。 ・旅館業、興行場営業及び浴場業に対する防火安全対策の強化について(昭和44年5月21日環衛第9,072号)</p> <p>【関文省】 建築基準法第6条、第93条</p>	<p>建築基準法においては、建築基準関係規定への適合判断を建築主事又は指定確認検査機関が行うこととなっているが、消防法や旅館業で求める基準への適合判断とは根本的に異なり、建築主事が消防法や旅館業法に関する法令審査を行うことは困難です。</p> <p>なお、現在、建築確認の約9割を担っている指定確認検査機関についても、上記の審査を行うことは困難です。</p> <p>建築物を不特定多数の方々が利用する旅館・ホテル等として使用する場合、消防法に定める技術基準に適合するように消防用設備等を設置しないと、火災時の火災通知、消火、避難、通報等が適切に行われず、火災被害の拡大を招くおそれがあります。したがって、防火の専門家である消防機関が立ち入り検査を行って、例えば自動火災報知設備の感知器が適切に設置されているか等の具体的なかつ詳細な技術基準に適合していることの確認を行う必要があることから、消防機関に関係書類を提出し、消防法令適合通知書を受領していただくこととしているものです。</p> <p>なお、建築確認が必要となる建築物の用途変更(旅館・ホテル以外への用途変更も含む)を行う場合、当該建築物の用途変更に係る工事に着手する前に建築基準法等に精通している建築士が消防用設備等の設置を含む防火基準に適合するように設計し、建築主事に建築確認申請をすれば、当該書類は消防機関にも送附されるようになり、事務手続きの効率化が図られています。</p>			